

令和2年第2回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月9日若狭町議会第2回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深 水 滋 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	玉 井 喜 廣
教 育 長	中 村 正 一	会 計 管 理 者	泉 原 功
総 務 課 長	二本松 正 広	政 策 推 進 課 長	岡 本 隆 司
観 光 未 来 創 造 課 長	竹 内 正	税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次
環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸	福 祉 課 長	佐 野 明 子
保 健 医 療 課 長	山 口 勉	建 設 水 道 課 長	飛 永 浩 志
農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩	パ レ ア 文 化 課 長	藤 本 斉
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 2号 令和元年度若狭町一般会計補正予算（第6号）

日程第 4 議案第 3号 令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 5 議案第 4号 令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)

日程第 6 議案第 5号 令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 7 議案第 6号 令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正
予算（第1号）

(午前 9時30分 開会)

○議長（島津秀樹君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番、辻岡正和君、6番、坂本 豊君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、6名の皆様から通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、11番、清水利一君、5番、辻岡正和君、12番、小堀信昭君、3番、渡辺英朗君、7番、今井富雄君、9番、北原武道君の順に質問を許可します。

11番、清水利一君。

清水利一君の質問時間は、10時32分までとします。

○11番（清水利一君）

皆さん、おはようございます。

まず冒頭に、新型コロナウイルスの感染拡大、毎日、報道が行われておりますけれども、自粛の波が刻々と変化しております。不安と混乱が続いていくようでありまして、それらのことに一刻も早く終息を祈願しながら、私は2つのテーマでもって質問をしたいと思っております。

1つは、自治体医療体制の見直しの検討について、本年度、特にどこまで進められていくのかどうか。課題の共有と認識を図りたいため、施政の一端を伺いたしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、昨年、国の厚生労働省が急遽、地域医療を支える病院の基礎を保ちつつ、効率化を図ることが大切だとして、公立病院の再編や統合の検討が必要と判断され、全国440の公立・公的病院名が公表されておりました。再編業務をめぐって、病院がなく

なるとの不安をあおるとか、医療崩壊ということで評判が悪いようですが、国、厚労省の思惑は、救急など地域に欠かせない医療の診療実績が少ない病院を対象に、近隣に類似の病院があるケースも含められ、医療体制を目指して、効率化し、医療費に歯どめをかけるのが目的のようでございます。

また、自治体の多くは、住民の反発を恐れて、病院の再編、統合に二の足を踏んできたことに対して、厚労省が対象を名指ししたのは、地域医療を支える病院の質向上と効率化の姿勢について、議論を促すねらいだろうと推察はつくところです。

さらに、公立・公的病院のほか民間病院にも国庫負担で補助する仕組みを新設し、働き方改革を加え、病院の再編、統合を後押しするようで、はずみがかかるようであります。

このことは、対象とされる医療関係者や対象となる地元自治体から地域の実情を無視していると批判が出ているようですが、確かに2025年には、団塊の世代が全て75歳以上になり、医療費が膨らむため、病院の再編は急務だとされていまして、公的病院の経営は厳しく、6割は赤字で、自治体財政の改善からも見直しは避けられないと言わざるを得ないと思っております。

厚労省は、都道府県や市町村、医療関係などをつくる地域医療構想調整会議で検討し、ことし9月までに結論を出すよう求められていますが、福井県では4病院が公表されていまして、あわら、坂井、越前、高浜地域で議論されるであろうと推量され、県の姿勢としては、再編対象の4病院存続は、慢性期の医療も提供していくとしながらも、地域医療構想調整会議の中で、将来担うべき役割を議論していくことになることと示されています。

また、昨年末にNHKのテレビのナビゲーションで、「存亡の危機、我がまちの病院がなくなる」と題して紹介し、放送されていまして。再放送もあったのですが、公的病院の赤字経営の紹介から、近くに病院がないのに、交通の事情を考えてないことの課題等や医師不足、看護師不足を加え、再編・統合の衝撃の反応として紹介をされておりました。

そんな中、病院もベッド数の調整やニーズにあわせた攻めの規模縮小や介護予防に加え、病床は減らすけれども、治療から予防への転換をし、医師の適正配置を可能にすることで、複数の診療所を複数の医師で担えるとか、研修医の活用を戦力として地域医療を守るとか、さらに、住民主体の病院運営や求人サイトの回数等々検討を加速し、提供されているようでした。どこの自治体も危機的な存亡と課題共有に苦慮されているのだなと痛感したところであります。

そこで、これら国、厚労省からの公立病院の再編や統合の時局の要請の流れについて、町長はどのような考えや意見をお持ちか、伺いたいと思います。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、皆様、おはようございます。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、国の機関であります厚生労働省からは、要請あるいは流れであります、都道府県別に検討されている地域医療構想によりますと、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療機関の役割分担、また、連携や地域ケアシステムの構築、地域医療を支える医療人材の確保・養成などの医療提供体制を整備するというものでございます。

福井県でも、この構想は、ただいま質問にもありました、県内を4つの区域に分けて必要な病床数の検証を行うものであります。この中で、福井県全体では、2019年度において1,649床、嶺南地域では403床のベッド数を削減する計画をされております。しかし、あくまで医療機関は地域からの必要性に根差したものであり、数値のみでは語れないと考えております。

しかし、御存じのように、人口は減少をいたしておりまして、各種の負担などを考慮いたしますと、地域医療を十分にこれから先、存続するために考えを持つのが必要になってまいります。

地域におけるつながりの力をもって、治す医療から支え合う医療へ転換してくために、急性期からリハビリ、在宅医療まで、患者に応じた適正な医療が提供し、住みなれた地域で暮らせるよう各関係機関と連携を図りながら、今後も十分に検討を重ね、若狭町の医療というものを考えてまいりたい、このように考えております。

○議長（島津秀樹君）

清水利一君。

○11番（清水利一君）

我が町の地域医療の状況を見てみますと、今始まったことではありません。既に需要財政改革プランの推進体制としても、46事業項目を集中改革期間として、3年前に3年スパンで計画され、ほぼ着実に実行されている中で、この行財政改革の成果も出ておりますが、そのうち一部事務組合等の負担金及び特別会計への繰出金についての事業である自治体病院体制の見直し、いわゆる公立小浜病院、レイクヒルズ美方病院、上中診

療所、三方診療所の体制の見直しでは、本年度いっぱいまで、あり方も踏まえて、継続されて検討していくのだろうということは認識をしているところでございます。そして、本年、この改革を町民に進められていく最終年度の区切りの一つとなることも承知をしております。既に町民の身近な医療機関としての今後のあり方を明確にするため、上中診療所医療介護体制検討委員会で検討を重ねてこられ、その提言書が昨年11月13日に提出されております。

その内容には、現状の赤字運営と医師、看護師、介護職員、医療関係者等の不足が今後、運営を来し、深刻な医療上の運営に支障を来していることを示唆されております。

また、国、県の医療の動向と我が町の医療と未来を見据えての患者数の動向を調査され、推測もされております。私は、これは、人口減少を見据えて、いろいろな方面、角度までデータをもとに調査検討されており、課題によるこの提言書の提言内容や推測及び指摘にはそこはないと思っております。

そして、若狭町は、レイクヒルズ美方病院と小浜病院の2病院がある意味足かせになっているところもあるかもしれませんが、三方地区と上中地区の両地区には医療格差があることも指摘をされております。

その一つは、三方地区のレイクヒルズ美方病院の一般病床数は100床ありますが、上中地区の上中診療所は19床で、人口拮抗している割には、病床格差があり、また、地域内に回復期リハビリテーション病床と地域包括ケア病床がないということです。これは、平成28年に上中病院を診療科にしたことから生じていると認識しておりますが、まず、これらの医療格差についてどう考えていかれるのか、格差の是正を考えておられるのか、町長の意向を伺いたいと思います。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

若狭町は、三方地域と上中地域でそれぞれの医療圏を抱えており、構成されております。また、御存じのように、医師会にありましても、二州と若狭に分かれております。

当町は、合併において生活圏の違いのある地域を含んだものとなっており、医療圏も異なる部分はいたし方がないと思っております。

三方地域の方は、急性期における場合は、敦賀市の病院へ行くことが多く、二州医療圏に属します。

三方地域のレイクヒルズ美方病院は、美浜町と三方地域の境界に位置し、敦賀までの

距離を補う位置にあります。病床数は一般・療養等合わせて100病床ございます。美浜町と三方地域にとって必要な病院であり、若狭町全体でもレイクヒルズ美方病院は必要でございます。

また、上中地域のほうは、急性期における場合等、小浜市の病院へ行くことが多く、若狭医療圏に属しております。

小浜病院は、上中地域からは比較的近い場所に位置していると言えます。小浜市・旧上中町・旧名田庄村から成る組合病院として整備されてまいりました。病床数は456床で、うち一般病床数は296床です。この病床数は上中地域も包括するものとなり、上中診療所の病床数を補完いたしております。

それぞれの病院・診療所は、歴史的な経緯をたどり、整備をされてまいりました。

三方地域・上中地域に病床数の差はあるものの、地域の医療圏の違い、また、公的医療機関の存在等、やむを得ない部分もあり、相対的な是正は拙速には難しいと考えております。しかし、今後の広域的な見地に立つと、均衡または集約的な変革が必要であると考えております。

また、全体的な労働力不足、これは、御存じのように、医師、看護師、介護士、これらの不足が、特に嶺南地域におきましては、医療・介護関係に及んでおりますことは、議員の皆様も周知のことと思っております。

このような中で、医療機関、特に病床の確保・維持は、今後も困難を強いられることとなり、地域全体を見据えた、私は、上中診療所は、特色のある医療施設、また、地域の役割分担を持った上中診療所として今後も存続をしたい、このように考えております。

○議長（島津秀樹君）

清水利一君。

○11番（清水利一君）

私は、僻地的医療など、公的病院が引き続き担うべき役割は大きいし、本当に必要な医療は守ることも原則として、医療体制、医療機関の三方と上中地域の医療格差は、これ以上の拡大は避けるべきだと思っております。少しでもこの是正を見直していただくことを要請しておきます。

次に、財政状況では、地方交付税等の依存財源全体で7億7,000万円もの減額と、町税、地方交付税の減少で基金を繰り入れていることに変わりはなく、厳しい台所事情を訴えておられます。

さらに、病院、診療所への財政負担として、小浜病院、レイクヒルズ美方病院の年間負担額3億円や、平成27年にはレイクヒルズ美方病院へ4,646万円赤字補てん済

みで、今後も累積赤字増加は避けて通れないと責められております。

全国住民の過半数は65歳以上で、共同生活が困難な限界集落は2万を超えたという現実がある以上、医療体制や行政サービスなどの集約は避けて通れないとの指摘もある中で、我が町は、その地域医療機関としての上中診療所のあり方と役割について提案をされております。むろん、課題としては、長寿化に伴い、民間病院とのすみ分けも考慮して、生活習慣病など慢性疾患がふえているため、手術に対応するような急性期病床を減らし、リハビリテーション医療を拡大し、回復期期間病床をふやし、いわゆる治す医療から生活を支える医療への転換が求められ、在宅医療を含めて地域医療を提供する体制や介護体制を担っていけないか。

さらに、高齢者拡大健診の実施と住民との交流促進、健診事業への参入や経営のあり方を総合的に考えることは最重要であると提言をされております。そして、提言書の課題と提案内容は、先ほど冒頭に触れました、国の医療体制の公立病院の再編や統合の必要性による方向性に何ら触れているものではないと思っております。この改革によって、交付税算入額を一般会計からの繰入額が少しでも減少化していき、地域の御理解を得るものと私は確信をしております。

我が町として、こうした病院のヒントも探り、地域の実情を踏まえ、事例等も参考に検討され、改革案や体制づくりを加速することは容易なものではありませんが、自治体病院の見直しについての町長の現段階での心境、意見を含めて、その思いと姿勢を伺いたいと思います。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、ただいまいただきました質問にお答えをさせていただきます。

まず、自治体医療機関の私の見解を述べさせていただきます。

国では、医療費の抑制を目的に、効率的医療供給体制の実現のため、地域医療構想を出しまして、急性期から回復期への病床転換を促しております。

人口減少に伴う入院患者数においても、福井県では、2035年をピークに約13%の増加が見込まれ、75歳以上の高齢者は増加して、それ以外は減少するとなっております。退院困難者の増加が懸念されており、回復期を中心とした生活支援型医療への転換が迫られてきております。自治体医療機関は、地域実情や地域の皆様の要望により設置されるものと考えております。

しかしながら、今日における人口の動態や地域のさまざまな事情から、そのとおりに

はいかないのが現状であります。経営の面だけでなく、患者を受け入れるスタッフの確保が容易ではなく、いずれの医療機関でも本当に苦しんでいるのが実情であります。

医療機関は申すに及びませんが、医師がおり、看護師がおり、介護士がおり、専門分野の皆様がそれぞれ働いてこそ、この機能を発揮するものであります。この危機は、現在、医療・介護の現場では本当に現状、苦慮され、大きな懸念となっております。

自治体医療機関は、設置されている地域の医療圏において、今現在、痛み分け、本当に地域住民の皆様には大変苦しい思いをさせなければならないという現状も私は痛感に思っております。

全ての医療機関が入院施設等を抱えるのは現状では困難になってまいります。そのために、在宅医療や介護を含めた包括的な地域医療介護・体制が必要と考えております。また、加えて、それらの地域に応じた個性的な医療機関が住民の皆様の要望でもあると私は思っております。

まず、当町直営の上中診療所につきましては、先ほどもございました、昨年度、今後のあり方につきまして提言をいただきました。この提言に従いまして、私は、上中診療所の岡本所長と何回となくお話をさせていただいてまいりました。そして、岡本所長からも、将来の上中診療所のベッドを持ってでの存続はなかなか難しい、これは先ほど申し上げました。看護師不足、そういう問題が今現実になってきたということであります。

加えて、岡本所長は、旧の上中町の下タ中の出身の方であります。本当に地域を熟知したお医者さんでもございます。また、整形外科では、長谷先生も同じ地域からの出身者であります。この方も下タ中の出身者であります。そのために、私どもは、これからの上中診療所は、在宅療養支援・外来診療及び予防医療を中心に転換すべきと提言をされております。存続が難しい、入院病床にかわる新たな機能を獲得して、健診事業への参入、あるいはリハビリテーション事業の拡充、これらを具体的に進めさせていただきたいと思っております。

そのためには、通所リハビリや訪問リハビリなど、リハビリテーションを特化した医療行為を拡大していき、動ける健康の大切さを理解・促進してまいりたいと考えております。

これらの提案を受けまして、上中診療所は、高齢化進展への地域医療施設として、提案を実行すべく、計画・準備を進めてまいります。

なお、この実行いたしますのには、令和2年度、1年間は十分必要と考えておりますので、さらなる御理解をお願いしたい、このようにも思います。

また、非常勤としては、専門外来の医師の招聘を考えております。

入院病床につきましては、看護師と専門職の人材は不足をいたしております。

上中診療所は、令和3年度より新たな機能をもって運営をしてみたい、このようにも考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

今後の町民の皆様への周知につきましては、また、今申し上げました方向性につきましては、座談会等を実施させていただきまして、丁寧な形で上中診療所の改革をお話申し上げたいと思っております。

今申し上げましたように、本当に医療、難しい局面になってまいりました。これら十分情勢を考えながら進めさせていただきたい、このように考えておりますので、議員各位、また、町民の皆様のさらなる御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（島津秀樹君）

清水利一君。

○11番（清水利一君）

町長は、一昨年の施政方針から地域医療のあり方の検討と福祉・保健・医療の一体化を目指して、関係機関との連携のもと、経営の立て直しに向けた改革を着実に進めると示されておられました。

私は、再編の形態にはさまざまな選択肢があると思いますが、近隣の病院と連携して、重い病気を治療する機能を縮小し、患者が少ない診療科は減らし、足りない医療を充実させるなど、それぞれの地域のニーズを踏まえた検討や地域の医療拠点を維持するためにも、機能を集約して重ねつけていくことが必要不可欠であるというふうになってくるのではないかとこのように思っております。

さらに、本年度、提言に基づき、改革を推し進めて、高齢者への拡大健診やリハビリテーション機能の拡充にも取り組むと示される健康まちづくりにも期待をしているところでございます。

この抜本改革は、令和元年4月以降で、町民への周知は半年から1年必要であると言われております。計画づくりと体制づくりを考慮すると、日程期間に余裕はありません。私は、住民の声を反映し、運営の理解を得て、変革と改革をしていくことは、医療福祉サービスに貢献し、次につながるのではないかと確信しておりますので、答申どおり前に進めることを期待して、次の質問に移ります。

次に、本年度の地方創生の施政比較についてですが、国、政府は、人口減少や少子高齢化で疲弊する地方をどうするのかということで、転入者が転出者を上回る転入超過状況の東京一極集中をとめ、均衡する等の目標を掲げ、2015年から是正していくとし

て始まり、その地方創生の第1期の5年間を終えようとしております。

そもそも、この事業の概要が記載された目的は、地域経済の活性化という地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となるであろう施設等を整備、支援をされてきました。我が町も所得や消費の拡大を促すとともに、町の活性化をさせることで、地方の定住、交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実強化につなげるとして取り組んでこられたことは承知をしております。ただ、第1期の国の思惑としては、自治体の半数が消滅の危機にあるということから始まって、転入超過状況の是正をすることで、東京一極集中がかえって加速しているのが実情で、当初の目標にほど遠く、あまり成果を生み出すことなく、見通しもないということで評価もされているようであります。

また、平成の大合併で合併した町村のほうが、合併しなかった町村に比べ人口減が加速傾向にあることが明らかになっているデータもあります。地方の未来なくして日本の未来なしと打ち出すのはいいんですが、第2期の政策メニューとなる、まち・ひと・しごと創生総合戦略として、検証と反省なくして効果を出せるはずありませんし、手詰まり感や後退があってはならないと論評もされております。国は、特に観光資源面に力点を置いた施策にしてきたことを反省、検証もしているようですが、昨今の問題のように、新型肺炎コロナショック等もあり、看板政策の後退や手詰まり感があるため、各施策を見直し、方向性、目標を再是正をしていくようでもあります。

そこで、4月から5年間の第2期に入るわけですが、国の地方創生に関する施政方針を聞いていますと、相次ぐ自然災害、豪雨被害の教訓を生かし、川床の掘削、堤防の整備、無電柱化、防災、天災、国土強靱的な整備等、災害的に強いふるさとをつくり上げることを第1に挙げておられます。

そして、第2は、地方創生交付金を活用した移住センターを全国1,000の市町に設置し、移住につなぐとしており、また、交通サービスの維持確保に力を注ぐと言われております。

第3は、理想として、若者が将来に向けて、夢や希望を持って、チャンスがあると飛び込んでいける市町にこそ力強く応援する地方創生の新しい時代をつくり上げるとされ、地域活性化のすぐれた取り組みを手厚く、財政支援、後押しをすると表明をされております。

私には、やっと本来の基盤整備に戻るような気がするんですが、このような国の施政方針に沿う形で自治体も政策を考えていかれるのだろうと期待をしております。

本年度、我が町の地方創生政策の看板的な施策をどう考えておられるのか、姿勢を伺いたいと思います。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、清水議員からは、地方創生に関する御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

地方創生の推進につきましては、各自治体で総合戦略を策定いたしまして、その施政方針に基づき関係事業を推進いたしております。

若狭町におきましても、まちの創生、ひとの創生、しごとの創生に一体的に取り組むため、若狭町総合戦略を策定いたしまして、次世代の定住促進を目指した人口減少に対する取り組みや、地域資源を活用した交流人口の拡大に向けた取り組みなど、5つの基本目標を設定しまして、力を注いでまいりました。

これまでの重立った取り組みを申し上げたいと思います。

まず、企業の関係でございますが、若狭中核工業団地にエイ・ダブリュ工業若狭をはじめとする企業誘致、企業振興による雇用の創出、また、若狭瓜割エコビレッジや上瀬住宅団地の分譲など住環境の充実に取り組んでまいりました。

また、かみなか農楽舎を核とした就農・定住促進や、地域おこし協力隊による梅農家等の地域産業の後継者育成にも努めさせていただきますとともに、三方五湖につきましては、日本農業遺産にも認定されまして、伝統漁法を保存、継承されるように生かす取り組みにも取り組んでおります。

そして、熊川宿につきましては、日本遺産の認定を受けまして、民間事業者と地域住民、そして、行政が手を取り合い、歴史的資源を活用したシェアオフィスや古民家ホテルの整備など、新しい流れとにぎわいが生まれてまいりました。昨年完成しました河内川ダムとともに、福井県の玄関口として、その役割を果たすよう取り組みを進めてまいりました。

さらに、若狭町の観光の拠点でありますレインボーラインにつきましては、そのすばらしい眺望が認められ、昨年、「クールジャパンアワード2019」に輝いております。

今月30日には、「三方五湖に浮かぶ天空テラス」をコンセプトに、展望テラスやカフェの整備を進めてまいりました山頂公園がリニューアルオープンすることとなっております。

また、今後、桂由美さんのウエディングドレスを製造するアルファブランカ社とタグを組みまして、恋人の聖地を生かした観光誘客を図る構想もあり、さらに多くの観光客の方々にお越しいただき、楽しんでいただけるものと期待をいたしておるところであ

ります。

また、これまで若狭町の観光の礎を築いてまいりました常神半島におきましては、旧岬校を活用し、漁村体験施設「みさきち」を整備させていただきました。

本施設には、学校法人金井学園が運営を行っており、大敷網漁業体験など、地域の皆さんの協力のもと、産・官・学が連携した取り組みを進めさせていただいており、学生と地域の交流が芽生えるなど新しい風が吹いております。

このように、総合戦略をもととして、交流人口、関係人口の拡大に力を注ぎ、若者世代が希望を持って住み続けられるまちづくりを進めてまいりました。

議員御指摘のとおり、第1期の総合戦略は、令和元年度でその期間を終え、令和2年度からは第2期総合戦略がスタートいたします。

第2期総合戦略は、第1期総合戦略の取り組みと、その成果を検証した上で、国や県の戦略の施策方針を勘案し、第2次若狭町総合計画「まちづくりプラン」をベースとして策定しており、現在、その策定作業はほぼ終え、パブリックコメントを実施いたしております。

第2期総合戦略の中身や看板施策につきましては、政策推進課長から答弁をさせます。

○議長（島津秀樹君）

岡本政策推進課長。

○政策推進課長（岡本隆司君）

それでは、私から、第2期若狭町総合戦略とその主要施策についてお答えいたします。

まず、第2期戦略の策定に当たり、第1期戦略の検証結果でございますが、それぞれの成果につきましては、成果目標の達成度を数値化、客観的に評価できるよう、評価指標KPIが設定されております。

その現状につきまして、この4年間で確認いたしますと、交流人口の拡大を目指す中で、観光客入込数は150万人から183万人と33万人増加しております。新規の就農・就漁者数は、12の経営体が増加、「若狭町が住みやすい」と思う割合も2%増加しており、主要なKPIについては、目標を達成している状況でございます。令和元年度終了後に最終結果が出てくることとなりますが、多数の項目でKPIの達成が見込めると考えております。

総合戦略の本旨であります人口についてでございますが、これまで定住促進策に取り組んでまいりました結果として、106人の方が若狭町に移住しており、一定の成果があったものと思っております。

一方で、少子化に伴う自然減、進学や就職による社会減が相まって、平成30年では

年間280人余りの人口が減少しております。

このような状況を受け、総合戦略とともに策定しました人口ビジョンでは、2020年に1万4,714人と目標を設定しておりましたが、現状を確認しますと、その目標を下回っている結果となっております。

県内もほぼ同様の状況であり、人口の自然減、社会減に歯どめをかけるため、国や県の動向や支援制度に注目しながら、対策強化を進めていく必要があると考えております。

そこで、第2期総合戦略につきましては、これまで進めてまいりました第1期総合戦略の流れを継承し、平成30年度に策定した若狭町第2次総合計画「まちづくりプラン」との連携を強め、「活力を育む交流を拡大する」「次世代の活動環境を創造する」「地域の力を高める」「若い世代が住みたくなる地域をつくる」「若狭の資源で産業を元気にする」の5つの基本目標を設定しております。

そして、これら基本目標を達成するための主要な取り組みとしましては、民間事業者との協働によるお試し移住により、町への移住を促進し、さらに空き家の解消につながる、わかさりノベーション活性化事業や北陸新幹線敦賀開業を見据え、三方五湖の自然環境を生かした広域的な観光となるサイクリングロード整備を進めたいと考えております。

また、京都をはじめ関西方面からの福井県の玄関口として、熊川宿や河内川ダム周辺を含めた熊川エリア全体の振興を図ってまいりたいと考えております。

これらを通じまして、民間事業者との連携を進め、若者や女性が活躍できる風土を醸成し、若者世代が希望を持って住み続けられ、町の活気と魅力によって、人の流れを生み出すまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、令和2年度、国土強靱化地域計画の策定を進めたいと考えております。

それぞれの施策の効果が、平時、災害時の違いはあるものの、地域の豊かさを維持、向上させる点では同様の取り組みであり、総合戦略と連携させることにより、安全で安心な活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

これらの取り組みにつきましては、国、県の戦略や計画等と協調し、よりよいまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（島津秀樹君）

清水利一君。

○11番（清水利一君）

きょうは、私の思いも含めて質問をさせていただきましたが、総括として、本年度予算として、看板的に観光振興事業に重点を置かれております。そのことに否定はしませ

んが、合併して4期目の最終年度に当たることと、行財政改革面でいろいろと検証、儉約されてくるのではないかと想定しておりました。正直、驚いているわけであります。これは、これからしっかりと慎重に審議を重ねることになろうかと思いますが、私は、第2期の国の地方創生政策は、示されているように、少し変化していくように思われます。

先ほど述べた、国土強靱的な整備や移住支援センターの設置等で移住につなぐ政策、そして、交通サービスの維持確保等についても変革にもなってこようかと思えます。どう沿って向き合っていかれるのか、今後の周知と見直しを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（島津秀樹君）

5番、辻岡正和君。

辻岡正和君の質問時間は、11時28分までとします。

○5番（辻岡正和君）

それでは、質問に入ります。

まず初めに、若狭トレイル整備について伺いたいと思います。

若狭町は、4年をかけ、自然歩道で町内を一周する若狭トレイルを、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業により整備し、トレイル協議会を設置し、里山の景観を生かした豊かな自然体験による観光誘致を目指すということですが、その全体的な内容を伺いたいと思います。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、辻岡議員からは、若狭トレイルに関する質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず、私は、笑顔がひろがるまち、このようなまちづくりを進めている中で、まず、そのキーワードは健康であるということを考えております。

若狭町では、町を代表いたしますイベント、ツーデーマーチや民間事業者のスポーツイベントなど、健康をテーマにしたいろんなイベントが取り組まれ、活発に行われているところであります。

まちづくりの中で、健康的な住民をつくることは、元気で活力あるまちの源であると思っております。また、健康で元気な町民になりますと、医療費の抑制もございまして、財政の健全化にも大きな効果を持つわけでありまして。

この健康づくりを、若狭町のすばらしい自然環境を舞台として、地域の皆様と自然を保全しながら取り組むことで、人々が行き交い、交流が拡大し、そして、地域の魅力が高まり、活力、活性化していく、これを若狭トレイル事業と申し上げております。

地域住民と、また、町民の皆様と力を合わせ、地域の活力を高めることは、まさしく地方創生に値する事業であり、国や県と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

人の健康、自然の健康、地域の健康、そして、産業の健康を高めるため、若狭トレイル事業を推進することで、若狭町が健康のモデルとなりますよう全国にも示させていただき、また、若狭トレイル事業を大きく羽ばたかせたい、このようにも考えております。

そのため、若狭トレイル事業の詳細につきましては、まず最初に、政策推進課長から答弁をさせます。

○議長（島津秀樹君）

岡本政策推進課長。

○政策推進課長（岡本隆司君）

それでは、私のほうから、若狭トレイル事業の詳細についてお答えをいたします。

最初に、トレイルについてでございますが、森林や里山、海岸、集落などを通る歩くための道を一般的にトレイルと称しております。例えば、三十三間山に代表される登山道や林道、作業道、さらには尾根伝いの道が挙げられます。

また、各集落内の道や昔からの里道などもトレイルの範囲に含まれ、人が歩くことができ、自然や景観が楽しめる道であれば、トレイルと位置づけられております。

本町には、豊かな山々がそびえ、特に三十三間山や若狭駒ヶ岳は登山ルートとして町内外に知られております。

また、28年間続いておりますツデーマーチをはじめ、各地域単位でのウォーキングイベントなど歩くイベントが行われており、近年の健康ブームも相まって、日常においても歩くということが注目されております。

各地域におきましても、昔からなれ親しんだ里山を整備したり登ったりといった活動も芽生えており、里山に親しみ、保全する活動が活発化してきております。

そして、お隣の滋賀県高島市朽木からマキノまでを結ぶ山岳ルートは、高島トレイルと称され、年間約4万人の登山客が訪れ、地域の活力向上に寄与していると聞いております。

河内にあります若狭森林公園の西側、滋賀県との県境にございます若狭駒ヶ岳は、この高島トレイルの一部をなしていることから、若狭駒ヶ岳から、森林公園を經由し、河

内川ダム、熊川宿へとつながるルートも今後、人気が出てくるところと期待しているところがございます。

これらを背景として、健康増進、里地里山の保全、さらには、交流人口の拡大による地域の活性化を目的に、町内の里道や山道をつないで、先ほどの若狭駒ヶ岳や三十三間山、さらには、常神半島の尾根などを里道でつなぎ、町内を一周できるルートを構築する若狭トレイル事業に取り組んでいるところでございます。

事業期間といたしましては、平成30年から4年間で予定しており、福井県の集落活性化支援事業を充当して実施するものでございます。

本事業の推進に当たりましては、各地域づくり協議会や若狭三方五湖歩こう会、若狭三方五湖観光協会、れいなん森林組合や登山愛好団体など関係する29の団体に参画いただき、若狭町トレイル協議会を設立させていただきました。

今後、本協議会を主体として、現在の主なルートの確認や若狭トレイルのコースの設定、道標などサインの整備を行うとともに、イベントの開催やホームページの作成などを進め、トレイルの普及、PRを図ってまいりたいと考えております。

さらに、既に全国に名が知れております高島トレイルなどと組織的な情報交換を行う機会を設けるなど、広域的な視点から誘客を促進してまいりたいと考えております。

特に日本各地でトレイルが進められている中、それぞれのトレイルを1本のトレイルとしてつなぐジャパントレイル構想という計画がございます。

若狭トレイルにおきましても、その一つの構成となるよう、現在、関係機関と協議を進めているところでございます。

そのため、高島トレイルと若狭トレイルの接続点であります若狭駒ヶ岳から森林公園、昨年完成しました河内川ダム、そこから熊川城跡、熊川宿へとつなぐルートは大変重要なポイントと認識しており、このルートを熊川トレイルとしまして、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

熊川トレイルにつきましては、昨年、地域住民の皆様の手で一部整備がなされており、今後はダム周辺整備とあわせて整備、充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（島津秀樹君）

辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

トレイルで、熊川エリアでは、トレイルコースの整備を基軸に、自然と歴史資源をコラボさせた周遊滞在型誘客エリアを創設し、熊川宿から若狭駒ヶ岳までを若狭の基幹ト

レイルとして整備し、ルート上にアウトドアを楽しめるエリアを設け、幅広い客層の誘客を目的とするということですが、その熊川トレイルの具体的な整備内容と、それに関連する河内川ダム周辺整備の状況について伺いたいと思います。

○議長（島津秀樹君）

竹内観光未来創造課長。

○観光未来創造課長（竹内 正君）

それでは、私から熊川トレイルの整備内容についてお答えいたします。

昨年の6月に県営河内川ダムが竣工し、ダム周辺が新たな観光地として期待される場所となっております。

このダム周辺と熊川宿周辺のエリア一帯につきましては、JR敦賀駅から小浜線とJRバス若江線を利用して訪れることができ、利便性が高いことから、北陸新幹線敦賀開業に向け、三方五湖エリアとともに、町の2大観光地として首都圏からの観光客を受け入れる絶好の場所であります。また、関西から福井県への玄関口でもあることから、この場所ならではの観光基盤の整備に取り組む必要があります。

そこで、令和2年度から、熊川エリアにおきましては、歴史文化と自然景観に加え、トレイルコースの整備を基軸にしたアウトドアを楽しめるアドベンチャーツーリズムの拠点として磨き上げ、滋賀県の高島トレイルと連携しながら、幅広い客層の誘客を図ってまいりたいと考えております。

具体的な整備内容としましては、道の駅「若狭熊川宿」を起終点としまして、河内川ダム周辺や若狭森林公園を經由し、若狭駒ヶ岳までを若狭の基幹トレイル「熊川トレイル」として整備し、大自然と歴史文化を身近に感じられる空間として提供していきたいと考えております。

また、トレイルのルート上には、アウトドアを楽しめる広場を設け、トレイル客のみならず、アウトドアの初心者や子供連れの家族でも気軽に自然環境を楽しめる場所にしていきたいと考えております。

まず、令和2年度につきましては、熊川宿の松寿苑跡地から直接トレイルインできる山道を活用し、ダム建設の残土置き場でありましたお花見広場までのルートを整備します。道中には熊川宿の町並みを眼下に眺められる場所や案内板などを設置いたします。

令和3年度以降につきましても、トレイルのルート整備として、明神谷の溪流広場から若狭駒ヶ岳までを整備していく予定でございます。

ルート上の広場、お花見広場やダム湖上流にありますピクニック広場などは、アウトドアにも活用できるよう、簡易トイレの設置や給水設備などを整備していく予定ござ

います。これらの広場では、川遊びやキャンプ、バーベキュー、遠足など、幅広い客層の方々に利用してもらうことを目指しております。

若狭森林公園につきましても、簡易トイレを設置するなどして、トレイル客の利便性を高めてまいります。

また、道の駅「若狭熊川宿」の隣接地には、福井県によります駐車場の整備と連携しながら、熊川トレイルの玄関口となる広場を整備し、トレイルの起終点のランドマークにしていきたいと考えております。

3年後に迫りました北陸新幹線敦賀開業に向け、三方五湖と熊川エリアを中心に、さらなる誘客を図り、町内外への周遊・滞在効果を高めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

このトレイルのコースは、もちろんこの陸地の海岸沿いも含まれるわけですが、トレイルコースには、麓からはるかに離れた山林も含まれるわけですので、これを安心して楽しめるような全体的な管理体制、そして、安全環境を整備し、長く持続できる、若狭トレイル事業に取り組んでいただきたいと思います。

特に安全環境整備には、まず、山の上でけがをしたら大変なことになります。その辺の環境をよく改善して、これからの計画の中に中に入れて、慎重に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2つ目の質問に入りたいと思います。

ダム的事前放流について伺いたいと思います。

近年、多発する水害に対応するため、国土交通省近畿地方整備局は、ダムの洪水調節機能を強化するため、大雨が予想される場合、事前に水を放流し、水量を調節する体制づくりを進めておられて、福井県では16のダムが対象で、若狭町では北川水系の河内川ダムが対象となりますが、若狭町の考えと今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、・岡議員の質問にあります、ダムの事前放流についての御質問にお答えします。

先ほどもありましたように、国土交通省近畿地方整備局では、管内の1級河川、10水系にある全てのダムで豪雨時の緊急放流を回避するための事前放流の体制づくりを始められました。若狭町内におきましては、福井県が管理する北川水系の河内川ダムがあります。

今後は、ダムの管理者であります福井県及び関係機関と治水及び利水の両面にわたって協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、その詳細につきましては、建設水道課長から答弁させます。

○議長（島津秀樹君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、私のほうから、事前放流の詳細につきましてお答えいたします。

近年、気候変動の影響等により、施設能力を超える豪雨等による自然災害が多発しておりますが、河川の下流域における被害を軽減するための方策として、多くのダムには治水容量を考慮した設計により建設されております。

特に昨年10月の台風19号の襲来時には、東日本のダムにおきまして、下流域で水害を起こすおそれのある緊急放流が行われ、問題となりました。

この緊急放流を可能な限り回避する方策としまして、事前に治水容量とは別に確保されている利水容量の水位を下げる事前放流を行うことで、治水容量をより確保し、洪水に対処しようとするものでございます。

先般、国土交通省近畿地方整備局管内全てのダムにおきまして、その体制づくりが始められました。

北川水系の河内川ダムにおきましては、ダムの構造上、放流ゲートが備えられておらず、通常の水取水ゲートからの排水による調整となりますが、事前放流の必要性を確認した上で、今後、利水者との協議を進めていく予定であると聞いております。

また、県の河内川・大津呂ダム統管理事務所におきまして、ダムに関係する各機関の相互連絡により、ダム管理の円滑な運営を図ることを目的に、河内川ダムと河内川の管理者であります福井県、北川の管理者である国土交通省福井河川国道事務所、小浜市及び若狭町の防災部局並びに利水部局、小浜警察署及び若狭消防組合消防本部で構成する河内川ダム連絡会が既に設置されており、洪水時の警戒や放流に関する連絡体制及び濁水時の連絡調整につきまして取り決めがなされております。

今後、ダムの管理者であります福井県と連携し、治水・利水の両面から、この事前放

流につきましてもしっかりと協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

ダム機能で、利水的な機能はもちろんでございますが、やはり治水機能による災害防止により、人命、そして、財産を守ることがダムの大切な機能であると考えられます。

昨年、大野市の真名川ダムや九頭竜ダムでは、放流ゲートの整備により、事前放流が可能になったということから、これ可能になったというのは、九頭竜ダムというのは大きなダムですけど、真名川ダムも大きい。それに放流する水路というか、穴をあけるわけです、その下のほうに。そういう工事が九頭竜ダム、そして、また、真名川ダムで行われている。去年からそれができて、完成して、今後、それを利用できるという状態になっておりますので、この放流ゲートにより、自然放流ができるよう、河内川ダム連絡協議会の能動的な活動により、洪水調節機能強化に向け、早急に努力していただき、今後の予想をはるかに超える洪水災害に対処し、国土の強靱化と地域の安全に努めていただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（島津秀樹君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

12番、小堀信昭君。

小堀信昭君の質問時間は、12時1分までとします。

○12番（小堀信昭君）

おはようございます。

本日は、1、学校の統廃合について、2、新型コロナウイルス対策について、3、子ども医療費助成についての3点を質問させていただきます。

三方地域選出議員に明倫小学校統廃合に関するアンケート結果報告書をいただきました。

私は、少子化が進む現在、条件が許されるならば、一日でも早く統廃合を進めるべきと思っております。

先進国の中でも一番少子化が進むと言われている日本、今後ますます少子化が進んでいく若狭町ですが、これから直面する課題ははかり知れません。

私は、仕事柄、地域の多くの就学児がいる家庭の住民の方から、早く統廃合を進めてほしいと言われてきました。今回、町として、生徒に対して登下校用のバス通学の計画も説明されており、対象者父兄はおおむね納得されたのではないかと思っておりますが、学校の後活用にはまだ説明がなされていません。具体的な後利用及び計画があればお聞きします。

明倫小学校、熊川小学校両校区保護者、地域住民を対象に統廃合に向けての説明会が実施され、その後、明倫地区の年配の方にお会いしてお聞きすると、「今の段階では、今後、学校の建物が残ったが、廃校になると、人の出入りがなくなり、なくなった後利用の姿がまだ見えてないので、すっきりしない気持ちがある」とのことでした。

町内の高齢化は間違いなく進んでいきます。これからも進むでしょう。明倫小の後利用に、シルバー世代が生き生きと元気に暮らせる各種団体の活動拠点として使用する計画を図れないかと思っております。

今、町内には、多くの年配の方の団体が活動しております。三方地域全体の生涯活動センターとして、明倫小、熊川小は上中地域全体の生涯活動センターと位置づけ、各地域の活動拠点として再生することで人が集まるのではないのでしょうか。どちらの学校も体育館、グラウンド、冷暖房があり、明倫小にはエレベーターもあります。脚力の弱い方も利用できると思います。シルバー人材センターの拠点にして、立ち寄った人材がそれぞれの仕事を見つけて働ける場所を見つけるかもしれません。

子供たちに、昔の縄蒷い、竹馬づくりや昔の遊びや手仕事を伝える機会もあってもいいのではないのでしょうか。地域活性化を兼ねた活動拠点化に町長はどう思われるかをお聞きします。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、小堀議員からの質問にお答えをしてみたいと思います。

小堀議員からは、学校の統廃合後の小学校施設の跡地活用について御質問をいただきましたので、お答えします。

御存じのように、統廃合に向けまして、町の教育委員会が保護者あるいは地域の皆様

を対象に説明会等を開催し、理解を求めているところでございます。現在の段階ではまだ合意には至っておりません。まずは、統廃合について、地域の皆様の理解を得ることが第一と考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、学校の跡地活用についてでございますが、まず、今、小堀信昭議員からいろんな提案がございました。それらも一つの案ではあろうなという思いは持っておりますし、あわせまして、そこで、明倫小学校の跡地の活用の方策、熊川小学校の跡地の活用の方策、これは当然、私としては、いろんな各方面に情報を提供していき、どういう運営主体がいらっしゃるかということを経査をして、ということは、私は、情報は投げております。その情報をいかに得て、やっぱり利活用をどうするかということは当然考えていく必要があると思っておりますので、今、それぞれ私の流れでは、そういう流れで、上部機関にもお話をしておるところでございます。しかし、まだ具体的には跡地活用まではいっておりません。そのために、この跡地活用は、当然、地域の皆様と十分お話をし、この運営主体をどうするか、町の財政をどうするか、そういうことも本当に必要になってまいりますので。また、それとあわせて、これいろんなところが統廃合を各市町やっています。それも全国的な規模でやっておりますので、このあたりにつきましても、先進例を見ながら、いかに取り組むか、このことも重要なのではないかなと思っておりますので、今後の跡地活用につきましては、合意がなされた後に具体的な思いを述べさせていただきたい、このように考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（島津秀樹君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

今、町長より、跡地活用については、精査して、また、運営主体、また、財政支援等についても考えていくということです。そういったことについては、これから決まった時点でおいおいやっていくことだと思いますけれども、それ以上に地域の方が一番喜ぶ方法をこれからも模索していただきたいと思いますが、教育長、どう思われますか。

○議長（島津秀樹君）

中村教育長。

○教育長（中村正一君）

それでは、私のほうから、統廃合計画の現状について説明いたします。

現在、学校統廃合の方針といたしましては、現在、複式学級が2学級以上あり、その

状況が継続すると見込まれております学校について統廃合を行い、学習環境の向上を目指していきたいと考えております。

昨年10月より、明倫小学校、熊川小学校の両校区の保護者や地域の皆様を対象に統廃合に向けての説明会を実施してまいりました。

この説明会をことし1月まで繰り返し行ってまいりましたが、両地域の皆様には、統廃合に十分な理解が得られていない状況が続いております。

そういった中、統合についての意向の確認が必要であるというような意見もいただき、明倫地域・熊川地域それぞれアンケートを実施する運びとなっております。

町教育委員会では、このアンケートの結果を真摯に受けとめ、地域の皆様に御理解をいただきながら、統廃合計画を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

今ほど町長と教育長の思いをお聞きいたしました。やっぱり十分に地元の住民の意見を聞いていただき、そして、なおかつ、町内の方が大いに利用される方法を考えていただいて、こういったことを進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス対策について質問いたします。

連日の報道だと、国中で新型コロナウイルス患者が増加の一途をたどっております。けさの新聞には、観光船の患者も含めて1,189名、また、14名の方が死亡されております。幸い本県では、3月9日現在、患者が発生していませんが、毎日のニュースを不安を持って見て、危機を感じている住民は私一人ではないと思っております。

そんな中、2月25日、政府は新型肺炎対策基本方針を決定しましたが、マスクもすぐに売り切れ、買えない人がたくさんいて困惑している中、今はパンデミック寸前ではないかと私は思っております。感染経路が不明確なまま新型肺炎が広がりつつあります。町として現在どのような対策を立てているか、また、国は、前後しますが、2月7日に、自治体の判断で柔軟な検査を求める通知を出したと聞いております。町が関連する病院及び診療所の対応はどうかをお聞きします。

また、体調不良者はどこで診療を受けるのかをお聞きいたします。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、新型コロナウイルス感染症が全国に発生しております、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は日々変わってまいっております。国は、集団による感染をいかに防ぐかが極めて重要として対策を進めております。

福井県におきましては、幸いにも患者は発生しておりませんが、福井県におきましても対策本部が設置されまして、対応がとられております。

町におきましても、県の指導のもと、対応しているところでございます。それぞれの対応につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

それでは、小堀議員の御質問にお答えいたします。

柔軟な検査につきましては、県において体制を整備しております。

町が関連する病院及び診療所の対応としましては、患者が受診し、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、県健康福祉センターに相談すれば、PCR検査が可能となっております。現在のところ、毎日検査が出されており、遅くとも翌日には検査結果が出てくると聞いております。

次に、体調不良者の診療についてお答えします。

発熱や風邪症状について、現時点では、感染症胃腸炎やインフルエンザなどの新型コロナウイルス感染症以外の病気による場合が多い状況です。体調不良、発熱や風邪症状がある場合は、受診する前に、かかりつけ医や医療機関に御相談ください。

新型コロナウイルス感染症が御心配な方は、各健康福祉センターに設置されている帰国者・接触者相談センターに御相談ください。感染が疑われる場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる帰国者・接触者外来へ受診調整され、PCR検査が行われます。

感染の疑いがない場合は、かかりつけ医等への受診が勧められることとなります。

各医療機関において、それぞれ診療体制にあわせて、発熱者への受診案内、県健康福祉センターの相談窓口への案内などを行っております。

新型コロナウイルス感染症における検査や診療体制につきましては、今後も状況の変化により、国及び県からの指導に基づき速やかに対応してまいりたいと考えております。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

今、課長の答弁にありました、まず最初に、保健所に電話してということなんですけれども、そこまで考えておられない方が、すぐに町医者と言ったら変なようですが、小さな医院に行かれる方がたまにいらっしゃいます。それはやっぱり非常にお医者さん自身も大変困ったことだと思いますので、その場で保健所に先に電話してくださいというのも、中に入ってこられると、多くの患者もおるときに大変苦慮されると思いますので、そういったことは徹底して町民には知らせていただきたいと思っております。

ニュースを見聞きしていると、主に高齢者が重症化するのが多く見られます。その備えはどのようになっているかお聞きします。

○議長（島津秀樹君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

高齢者の重症化についての備えについてお答えいたします。

まずは、感染予防として、一人一人が感染予防対策をとっていただくことが大切でございます。特に外から家に持ち込まないよう、手洗いなど皆様で感染予防に取り組んでいただくことが大切でございます。

次に、風邪症状や発熱がある場合ですが、その症状が軽度である場合には、自宅での安静・療養が原則となっております。

しかし、高齢者は重症化しやすいため、帰国者・接触者相談センターへの相談の目安については、風邪症状や発熱が2日程度続いたらとされており、より早期に適切な受診につなげる対応がとられています。

現在、町のホームページ、行政チャンネル、全戸配布チラシなど、手洗いや咳エチケットなど、一人一人ができる感染予防対策や帰国者・接触者相談センターへの相談の目安などについてお知らせをしております。今後も状況の変化に応じ、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（島津秀樹君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

先ほど課長は、PCR検査、ちょっと出ましたので、お聞きします。

まだ県内では新型コロナの患者は出ていないが、PCR検査は4時間ほどかかると聞いております。県では、PCRシステムは2月10日に1台、検査に係る試薬は200

検体で、2月18日には3台、試薬が330検体、1日132検体の検査ができると聞いておりますが、感染者がふえれば、検査がおくれることがないか、お聞きします。

○議長（島津秀樹君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

PCR検査につきまして、県に確認しましたところ、現在の状況としましては、検査はおくれることなく検査が実施されているということでございます。

今後、検査の必要な方がふえていく場合、重症化予防の観点から、優先順位をつけて検査を実施することも考慮しなくてはならないと考えますが、1日の検査可能数を超える事態となり、検査がおくれるようなことが出てくるようであれば、町としましては、住民が適切に医療を受けることができるよう、必要な検査がスムーズに実施されるように検査体制の強化を県に要望するところでございます。

○議長（島津秀樹君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

そういったことにはならないように切に私も願っております。

町内には、高齢者の入居施設がかなりあります。一つに、こういった施設の感染予防対策及び指導はどのようにされているか、お伺いいたします。

○議長（島津秀樹君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

高齢者施設の感染予防対策及び施設への指導についてお答えさせていただきます。

高齢者施設の感染予防対策及び指導につきましては、指導監督機関でございます県や町が実施しております。

町では、感染予防及び感染拡大防止について、日々状況が変化する中、保健医療課や県・保健所など関係機関と連携し、各施設に対しまして、随時、最新の正確な情報提供と各施設の状況把握に努めているところでございます。

それぞれの施設においては、国からの通達及び事務連絡、あわせて高齢者介護施設における感染対策マニュアルなどにに基づき対応しており、感染予防対策の徹底を実施しております。

また、施設利用者の御家族にも情報提供のほか健康管理や相談対応などにも取り組んでおります。

通所等の在宅サービス事業所におきましては、送迎前に、利用者本人だけでなく御家族も含めて定期的な検温などによりまして、健康状態の観察、同様に職員についても健康状態観察を頻回に実施しております。

また、入所施設のサービス事業所におきましては、健康状態の観察に加えまして、面会や入館を規制し、感染予防対策の徹底に取り組んでいるところでございます。

○議長（島津秀樹君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

今回、一般質問の通告書を出したのが2月17日、その時点より毎日、状況が変化しております。国内では感染が広がり、現在、国、各自治体でも、外出の自粛や、スポーツでは無観客での試合等があり、大規模イベントの自粛など、多くの国民生活に制限がかかっております。今後、国内で感染が広がると、9日現在、既に中止、延期の報道がありました。町でも、イベントの中止、学校、保育所、公共施設などでの活動を制限する必要があります。

また、図書館での本の消毒には機器が要と思いますが、現在の町としての対処方法があればお伺いいたします。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、コロナウイルスに対します町の対処方法について御質問を受けましたので、お答えをさせていただきます。

若狭町では、新型コロナウイルスの感染予防と感染拡大防止に向けまして、2月28日に警戒本部を設置させていただきました。この中で、町が主催する行事など、イベント、研修会、会議の実施のあり方について方針を決定しております。

基本的な姿勢といたしましては、国の基本方針に基づき、国及び県の指導と要請に従って迅速に対応をまいります。

本町としての現時点での方針であります。まず、全ての行事、イベント、会議などの開催に当たっては、現状や個々の事情を勘案して、中止や延期、規模縮小などを検討することとし、国が中止の見直しなどを要請している期間であります3月15日をめどに、3月16日以降に延期できる行事などは延期することとしております。特に不特定多数が参加する行事につきましては、原則として、中止または延期することとしております。しかし、小中学校の卒業式は、子供たちには一生に一度の思い出となる機会であ

り、消毒液の設置やマスクの着用などの最善の対策を講じて実施させていただきます。

行事などへの参加者に対する体調確認や手洗い、咳エチケットを徹底し、必要に応じて消毒液の設置とマスクの着用をお願いをいたしております。

次に、施設の対応についてであります。誰もが利用・入館できる図書館や観光施設などの公共施設を休館とする措置はとっておりません。

議員御指摘の図書館につきましては、本の消毒の機器はありませんが、玄関に消毒液を設置し、感染症対策の協力をお願いしているほか、コロナウイルス予防の注意を促す掲示や館内の利用者用パソコン等は、3時間おきにアルコールにより清拭を行っております。また、自習室など密閉空間は3時間おきに窓をあけての換気などの対応を行っております。

しかしながら、今後において、感染拡大や、県内もしくは町内での発生となれば、国及び県の指導を受けながら、適宜見直しを図り、万全の対策を講じてまいります。

この方針につきまして、住民の皆様への御理解と御協力を得るために、ホームページ、また、行政チャンネルでもお知らせをさせていただいております。

また、町内全戸に対しまして、コロナウイルス感染症の予防対策をお知らせするチラシの配布を行うなど、住民の皆様への周知も行ってまいります。

なお、国及び県からの要請を受け入れ、町内の小中学校は、3月3日から休校の措置をとっておりますので、この対応などの経緯や状況につきましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（島津秀樹君）

中村教育長。

○教育長（中村正一君）

それでは、私のほうから、町内小中学校の状況についてお答えいたします。

町内の小・中学校では、国・県からの要請を受け入れ、3月3日から休校としております。部活動におきましても、臨時休業中は中止とさせていただきました。

休業中に家庭で適切な学習ができるよう、児童生徒に対し、教材、プリント等の配布を各学校で対応していただいております。

なお、休校期間中、家庭に保護者が不在の場合、希望する保護者に対しましては、各小学校での弁当持参で預かりを実施しております。その後、三方・上中両地域の学童保育を開放し、対象児童の受け入れを実施しておるところでございます。

卒業式につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、感染予防対策を徹底して行い、実施を予定しておるところでございます。

○議長（島津秀樹君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

町内保育所の対応状況についてお答えさせていただきます。

保育所、保育園では、国からの通達及び事務連絡に加え、保育所における感染症対策ガイドラインに基づき対応しているところでございます。

2月28日時点、保育所、幼稚園、こども園への国からの要請及び県の方針内容は、感染予防に留意した上で原則として開所を要請するとされております。

また、児童の保護者に対する対応として、発熱や咳などの風邪の症状がない場合も、祖父母や親戚、知人などによる保育も含みまして、家庭での保育が可能な場合は登園を控えるよう呼びかけを求めていることとされております。

町といたしましては、同日、保育所、保育園の保護者に向けまして、平常どおり開所はするものの、今後の動向によりましては、国の通達等に基づきまして、臨時的に休所・休園等の措置をとらせていただく場合があること、また、児童の検温などによる健康状態の確認と家庭保育の協力について通知させていただいたところでございます。

○議長（島津秀樹君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

今、町民は、この問題、非常に心配しております。新型肺炎の終息も見通しが立たない中、集団感染が起こらないように十分なる対応をお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

子ども医療費の助成について質問いたします。

現在、町の子供の医療費助成は、中学校を卒業するまで（満15歳に達した日以降の最初の3月31日）までとなっております。私の調べた県内の自治体で、中学3年生までの医療費無料化は福井市と若狭町と美浜町だけだと、嶺南では、高浜町、大飯町が既に先行して実施されております。町の子ども医療費助成を高校3年生相当年齢までに引き上げることができないか、お伺いいたします。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、引き続きまして、小堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問をいただきました子ども医療費助成の対象につきましては、現在は0歳から満

15歳到達後の3月31日までとなっております。その対象を18歳到達後の3月31日までに引き上げる、拡充することができないかとの質問であります。この事業は、子供の適正な医療を確保すること、加えて、保護者の経済的負担を軽減し、子供の保健の向上と福祉の増進を目的として実施しております。

町としましては、子ども医療費助成事業だけでなく、国や県の子育て支援事業を取り入れながら、限られた財源の中で、長期的な視点に立ち、また、他市町の動向を踏まえ、十分検討し、総合的な判断をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、質問にあります子ども医療費助成事業の拡充につきましては、福祉課長から答弁をさせます。

○議長（島津秀樹君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

小堀議員から御質問いただきました、子ども医療費助成事業につきましては、保護者の経済的負担の軽減のための子育て支援策として重要なものと考えております。

あわせて、成長期の子供たちにとりましては、食事、運動、睡眠、親子の触れ合いや愛情に包まれた生活全般が健やかな成長と健康のために大切であると考えています。

現在、町で実施しております子育て支援事業につきましては、この子ども医療費助成事業のほか、安心して子育てができるよう、子育て相談や情報の提供、親子の居場所としての機能を持ちます子育て支援センターの設置のほか、あかちゃんスマイル事業、すみずみ子育てサポート事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業などを実施しています。

子ども医療費助成の対象の拡充につきましては、現在、子育て支援事業として実施しております事業のほか、乳幼児期における親子のかかわりをより育めるよう、在宅で育児をしている家庭においても、経済的負担が軽減できるような施策なども含めまして、優先的に取り組むべきことを十分に検討してみたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

子育て支援策についての医療費無料化について質問させていただきました。

今、町長、また課長のほうから答弁がありました。このことを私が知ったのは、たま

たま高浜町、おおい町、また、若狭町の町外から移住されてきた若いママ友の会から誘われて参加してきました。

その中で聞くと、高浜町の子育て世代の多くの移住者の話として、ホームページで、子育てしやすい環境と医療費の助成が、一つの移ってくる魅力の一つであったかということが多かったです。若狭町はというと、若狭町は中学校3年生までということを知りましたので、非常に町としては財政厳しいときでございますが、今後、多くの方が移住されるためには、努力していくことではないかと思っております。そういったことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（島津秀樹君）

3番、渡辺英朗君。

渡辺英朗君の質問時間は、12時35分までとします。

なお、渡辺議員より、パネルの提示の申し出がありましたので、これを許可します。

○3番（渡辺英朗君）

議長のお許しをいただきまして、本日は、新型コロナウイルスによる地域経済への影響について、また、東京オリンピック・パラリンピックの啓発についての2点について御質問させていただきます。

先ほど小堀信昭議員が、感染予防対策や町内での活動制限について御質問されましたが、若狭町内でも感染拡大に対する不安やマスクや消毒液の品薄状態が続いております。私からも町民への円滑かつ迅速な情報提供、万全の感染防止対策を講じていただきますよう、再度お願い申し上げるところでございます。

質問に入らせていただきます。

福井県での感染者は確認されておりませんが、3月4日午後の時点で、国内での感染者は479人、チャーター機やクルーズ便の感染者を含めると、1,189人の感染者が確認されている中で、もう一つ懸念されるのが地域経済への影響です。

県の聞き取り調査によると、2月20日の時点で、県内の主な宿泊施設で1万人を超えるキャンセルが出ているとの報道もあり、町内の状況を確認するため、インバウンドも多く受け入れているホテル「水月花」にお伺いし、お聞きした内容をパネルにまとめさせていただきました。

こちらが3月5日時点での数値でございますが、令和2年2月最終週と3月第1週の日帰り宿泊を合わせた利用客数の延べ、こちら419人が利用されておりますが、1,313人の利用があった前年の同じ週に比べますと、約894人のマイナスということで、激減していることがわかりました。キャンセル状況につきましても、2月から6月

で合計人数が1,584人のキャンセルが出ているということで、およそ金額にいたしますと、約1,200万円の損失が出ているとのことでした。

2月26日に政府がイベントの中止や不要不急の外出を控えるよう自粛要請を発表してから、さらに観光産業への打撃が大きいように感じます。町内の観光や宿泊業に影響が出ていないか、あわせて、中国から部品や製品が国内に入っていないサプライチェーンの混乱による町内の製造業や中小企業に影響が出ていないかをお伺いいたします。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

特に町内の観光、宿泊者の影響、キャンセルの状況、あるいは町内の企業の製造業の状況などそれぞれお答えをしてみたいと思いますので、よろしく願います。

まず、新型コロナウイルスによる肺炎の状況ですが、中国湖北省武漢市において発生して以来、世界的に感染拡大が続いております。国内におきましても同様の状況であり、今後の経済、特に観光面、この影響につきまして、本当に懸念を持っております。

特に今、パネルで御紹介がございましたが、本当に大変なキャンセルがあるということがございます。渡辺議員のお調べになりました期日と私どもが調査した期日とはちょっと違うわけがございますが、私どもの調査しました内容について、これから御答弁をさせていただきます。

まず、3月5日の時点でございますけれども、町内の主な観光施設に聞き取り調査をさせていただきました。4月末日までの間で、宿泊客・日帰り客、合わせて約8,700名のキャンセルが出ているということをお聞きして、本当にびっくりもしておるのが状況でございます。

また、観光消費額の損失、おおよそになりますが、若狭町内で損失額は7,800万円という想定が出てまいりました。

それとあわせまして、今、5月以降につきましても聞き取りをしますと、宿泊客で約200名のキャンセルが出ておるといふそれぞれのところからの回答がございました。

そこで、少しキャンセルの状況を重立ったところだけ御紹介を申し上げたいと思います。

観光ホテル「水月花」では、宿泊では、国内客286名、国外客291名、日帰りの昼食だけ食べられる方ですけれども、これは国内客で851名、そして、国外客で9名になっております。

そして、民宿でキャンセルが多かったところを申し上げますと、宿泊で58名、日帰りの昼食で360名。そして、三方五湖観光協会が企画をされましたゲートボール大会のツアーでございますが、これは宿泊を含めまして220名、ゲートボールが中止になりまして、宿泊が220名減少している、キャンセルが出たということです。

それから、海外からの教育旅行の方、これにつきましては、香港の学校2校で宿泊が600名、大変な数字です。それから、台湾の学校3校で宿泊が120名。

そして、重立ったところで、レインボーラインの予約のあった団体バスでございますが、これのキャンセルが103台、合計で合わせますと3,854名の方がキャンセルということになります。

それと、道の駅三方五湖の予約のあった団体、これはバスですが、バスのキャンセルが10台、400名がキャンセルとなっております。

それぞれ若狭町の今、重立った観光施設、観光地を申し上げましたけれども、本当にこの新型コロナウイルスによる経済波及、特に観光事業には大きなダメージがあるなどということを感じております。本当に長引かずに終息をしてほしい、このように思うわけであります。

そして、また、御存じのように、若狭町には多くの企業が進出をいただいております。製造業への影響についてお話をさせていただきますと、まず、お土産物の製造メーカー、これは中核工業団地でありますので、会社名は省略しますが、前年度同期と比べますと、これも大変な数字、70%を超す落ち込みが予想されておるということでございます。

なお、その他の工業製品の製造メーカーの皆様は、今のところそれほど大きな影響は出ていないということをお話を聞いております。

ただ、ここで、本当に心配なのは、この状況が長引きますと、原材料の仕入れ、販売に影響が出てくるということが懸念されます。そのために、各製造業の事業者の皆様は本当に先行きを懸念されておられます。

今後、国内感染拡大、これが長期化すれば、観光業をはじめ、また、製造業を含めまして、日本国経済、また、世界的な経済、これに大きな影響があるということを実際に本当に心配をいたしておるところでございます。そのために、私どもでは、国や県の支援などの情報を収集しまして、いち早くお知らせしていく、その体制もとりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

渡辺英朗君。

○3番（渡辺英朗君）

今ほど町長のほうから詳しくヒアリングの内容を御報告をいただきました。町の基幹産業であります観光産業についても大打撃を生じていると、また、教育旅行等の民宿等にとっても大きな団体についてもキャンセルが出ているということで、ぜひともそういう対策を検討していただきたいというふうに思いますし、政府の自粛要請につきましては、1週間から2週間をめどにということではありますが、国内での感染拡大は終息する気配が見られず、長期化することが懸念されます。関係機関とも連携はもとより、町としても積極的に事業所などにさらにヒアリングなどをしていただきまして、情報を迅速に入手して、情報の把握に努めていただきたいということと同時に、地域経済への影響を最小限にとどめていただきますようお願い申し上げたいと思います。

また、先ほど状況を細かに御報告をいただきましたが、観光、また、宿泊施設、民宿以外にも飲食店でも団体客を中心にキャンセルが相次いでいると、300名を超えるキャンセル、額にして500万円の損失ということもお伺いをしておるお店もありますし、また、製造業でも、3月に入ってから、部品が入ってこないのので製造をおくらせなければいけない、出張や商談を控える動きがあるということですか、建設業や医療、介護、さまざまな業種にも影響が出てきておりますので、ぜひ町としても、資金繰りの悪化や雇用についても注視していただきまして、手だてを講じていただきたいというふうに思いますし、今は感染予防と健康が第一だと思いますけれども、新型コロナウイルスの感染症が終息すると同時に、地域の活力を与えるためにも、すぐに観光宣伝や若狭町のPRに力が入られるように備えておくことが重要だと考えますけれども、町長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、今後の感染がさらに拡大した場合、それらの場合につきまして、私どもが取り組む施策につきましてお話を申し上げたいと思います。

今も渡辺議員から、いろんな各方面につきましてのそれぞれ御案内がございました。本当に新型コロナウイルスによりまして、一時的な業績や資金繰りの悪化など、経営の安定に支障が生じた場合、これらの場合には、観光事業者を含む中小企業に対しましては、福井県が準備をしております福井県経営安定資金、これらの活用ができるかと思っております。

なお、この制度融資をお伝えしていくほかに、今後は、また国がいろんな支援策を出

してくるのではないかなという私どもでは考えております。今も予算化をしていくという話も聞いておりますので、それらの周知方法、これを若狭町では考えなければならぬと思っておりますので、御紹介したいと思っておりますが、特に中小企業を対象にしまして、私どもの町で観光未来創造課内に相談窓口を設置したい。そして、仮称ですが、こういう名前でそれぞれ相談窓口を設置したいと思っております。中小企業新型コロナウイルス経営相談窓口、このようなものの相談窓口を早急につくらせていただきまして、関係機関との調整に入りたい、このように私から指示をしております。いち早くこのような形で、今も観光の状況を申し上げました。いち早く対策をとりたい、このように思っておりますので、今後の対応につきましてはやらせていただきます。

また、観光誘客面は、しばらくは影響があるのではないかなという思いをしております。

なお、今後、終息を迎えることを願っておるわけでございますけれども、なるべく早く終息いただきまして、やはり私どもでは、県あるいは嶺南の各市町と連携をしまして、広報戦略あるいは誘客イベントなどを図りまして、早期の回復に努めたい、このようにも思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（島津秀樹君）

渡辺英朗君。

○3番（渡辺英朗君）

今ほど行政にも相談窓口を設置するということで、相談するところが置かれるということは、企業や経営者にとっても安心につながると思えますし、政府や県の制度、また、情報を適正に御提供いただきたいというふうに思います。

また、町長以下、職員の皆様も対応に尽力されていることと思えますが、警戒本部等を中心に庁舎内の連携を密にいただきまして、一丸となって、この国難を乗り切っていただきたいというふうに思います。

今ほど新型コロナウイルス感染についての質問をさせていただいたところで、先が見通せない状況の中で、次の質問に入らせていただくんですけども、開会を間近に控えております東京オリンピック・パラリンピックの啓発について質問をさせていただきたいと思えます。

現時点では、国際オリンピック委員会や大会組織委員会は中止や延期の検討はしていないという公式見解であり、3月26日から聖火リレーが福島県を出発して始まるということでございます。1964年の東京オリンピック以来の聖火リレーとあって、楽し

みにされている方もおられると思いますが、町内で行われる聖火リレーと採火式はどのような内容で行われるのか、その概要をお伺いいたします。

○議長（島津秀樹君）

中村教育長。

○教育長（中村正一君）

それでは、渡辺議員の御質問にお答えいたします。

あくまでこれは現時点での予定ではございますが、まず、東京2020オリンピック聖火リレーは、3月26日に福島県をスタートいたします。その後、日本全国で実施されますが、このオリンピックの象徴である聖火、5月30日に福井県高浜町に到着いたします。おおい町、小浜市、その後、若狭町に運ばれてまいります。

この若狭町での聖火リレーの実施ルートといたしましては、役場三方庁舎をスタート地点とし、三方保健センターをゴール地点とします約2.3キロメートルで行われ、走行ランナーは12名を予定しております。そのうち地元ランナーといたしましては、若狭町の応募者数34名の中から選ばれました、森井宏一さん、高橋花帆さんが選出されております。

隊列につきましては、聖火ランナーと先導車両等で編成され、リレー走行を行う予定でございます。

また、東京2020パラリンピック聖火リレーに伴う採火式につきましては、日本全国700カ所の市町村内で行われます。若狭町におきましては、5月30日午前中にリブラ若狭にて採火式を予定しております。採火式に使う若狭町の種火は、若狭町縄文博物館で行っております火おこし体験の方法で火おこしを行います。この種火が県を経由しまして、パラリンピック聖火の基となる予定でございます。

○議長（島津秀樹君）

渡辺英朗君。

○3番（渡辺英朗君）

現時点でのという説明をいただきました。状況によっては、行事の縮小などもあるかもしれませんが、地元聖火ランナーに選ばれました森井さんは、福井新聞に、「声援を浴びて走るのが楽しみ、見ている人に元気を与えたい」と言葉を寄せられておりました。聖火リレーの運営ボランティアに応募している学生もたくさんおります。早期に終息して、この聖火リレーが予定どおり行われることが一番望ましいわけですが、今ほど教育長からの答弁にもありましたように、若狭町の特色が織りまぜられた記念すべき聖火リレー、また、採火式となるようお願いするとともに、教育委員会を中心に安

全に配慮して万全の準備を進めていただきたいというふうに思います。

また、今、テレビCMですとか、インターネットでは、オリンピック・パラリンピックの公告や宣伝をよく目にしますが、町内ではあまりオリンピックやパラリンピックを感じる掲示物を目にしません。今は大々的に広報できる時期ではないとは思いますが、このあたり、その大会規模はどうなるにしろ、どのようにこの聖火リレーや採火式を町民へ周知、また、普及啓発をされるのかをお伺いいたします。

○議長（島津秀樹君）

中村教育長。

○教育長（中村正一君）

聖火リレーの広報につきましてでございますが、走行予定時間や規制道路及び規制時間や聖火リレー観覧時における禁止事項等も含めて周知させていただきたいと思いますので、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー福井県実行委員会と連携して、幅広く周知し、町全体としてオリンピックの盛り上げに努めてまいりたいと思っております。

具体的には、福井県実行委員会では、新聞折り込みチラシの配布、県の広報番組での情報発信、テレビ・ラジオ番組内での告知、県ホームページ・SNS等での情報発信、交通規制看板の設置が予定されております。

若狭町では、町広報誌への掲載、また、町スポーツ協会などの関係スポーツ団体への情報提供、そして、地元集落を中心としました声援の呼びかけ依頼、町ホームページでの情報発信等を考えております。

○議長（島津秀樹君）

渡辺英朗君。

○3番（渡辺英朗君）

関係機関と連携のもとに、事前の準備が必要になってくると思いますので、教育委員会を中心に準備をしていただきまして、ぜひ安全に開会されるようお願いをしたいと思います。

最後になりますが、世界各国から多くの選手や関係者が日本を訪れるオリンピック・パラリンピックであり、世界レベルの選手が試合を間近に感じ、国際文化を理解できる機会であると捉えています。今月末に予定されていた若狭町からのオーストラリアへの国際交流派遣も新型コロナウイルスの影響で延期となりました。学生にとっても、国際交流の機会が限られている中で、越前町はホストタウンとして、男子ホッケーのカナダ代表の事前合宿を受け入れ、小中学生とのホッケー教室や応援ツアーも計画されている

ようです。これからの申請は難しいと思いますが、オリンピック・パラリンピックが開催されるとなれば、この絶好の機会を逃すことなく、教育や国際交流に活用できないかをお伺いいたします。

○議長（島津秀樹君）

中村教育長。

○教育長（中村正一君）

このオリンピックの精神とは、「スポーツを通して心身を向上させ、文化や国籍、さまざまな違いを乗り越えて、友情や連帯感、そして、フェアプレーの精神をもって、平和でよりよい世界の実現に貢献すること」となっております。

今ほど渡辺議員からは、この絶好の機会を教育や国際交流に活用できないかとの御質問をいただきました。

若狭町では、このオリンピックを契機にオーストラリアのオリンピック選手との交流を検討しておるところでございます。

旧上中町時代から数え、オーストラリアとの国際交流を30年続けてきたことが主な理由でございます。そのためには、国へホストタウン登録の申請をする必要があります。そして、そこで、採択されることが条件となっております。御理解のほどお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、若狭町では、オリンピックを契機に国際交流の輪を広げていきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いします。

○議長（島津秀樹君）

渡辺英朗君。

○3番（渡辺英朗君）

現状で、そういうオーストラリアとの交渉等をしていただいているということで、また、この社会情勢がどうなるか、不安定な時期で、今の御答弁をいただいてありがとうございます。交流がもし実現しない場合でも、オリンピック給食というものもございまして、応援する国や世界の料理を学校給食で提供し、世界の食文化を学んだり、海外の国を意識することもできる、そういう活動も全国各地で計画されているようです。可能性を捨てずに、子供たちの将来のためにも準備や交渉を進めていただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルスの早期終息と、日本国内はもとより、若狭町内にオリンピック・パラリンピックの希望が満ちあふれることをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 0時03分 休憩）

（午後 0時57分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

7番、今井富雄君。

今井富雄君の質問時間は、1時58分までとします。

○7番（今井富雄君）

まず冒頭に、午前中、質問にもありました新型コロナウイルス、その感染拡大対策として、休校措置の対象のお子様をお持ちの皆様には、お子様ともども大変な思いをされている方も多いのではないかと察しております。この場をお借りいたしまして、ねぎらいを申し上げます。

また、町民の皆様におかれましても、終息の兆しどころか、既に感染者が確認されている県に囲まれている現状、何かと不安や不便を感じながらの毎日になっていると思います。お互い感染には十分注意を払いながら、一刻も早い終息を願うしかないかなというふうに思っております。

さて、私のほうからは、今定例会で上程されました令和2年度当初予算案に関しましてお伺いをさせていただきます。

質問の理由は、令和2年度の当初予算案は、一般会計では前年度比13.85%増の大型予算規模となっていることです。

その背景には、2023年での北陸新幹線敦賀開業というビッグチャンスに向けた観光振興策の展開をはじめ、緊急を要する事業や新たに着手を必要とする事業などについて、十分精査した上での対応でありまして、その内容については否定するものではありません。

しかしながら、その金額の規模を考えたとき、若狭町の現状を認識している者の一人としては、その増額の規模に、ここに来てなぜという疑問は、さきの施政方針を伺っても拭い切れておりません。

もちろん、企業会計の減額予算組みもありまして、全体では9.47%の増額予算となっているようで、少しは希釈されてはおります。

町長の施政方針の中で、「町の財政状況は、依然として厳しい状況下にあることから、若狭町行財政改革プランを着実に実行し、歳入財源確保を行うとともに、歳出の抑制な

ど、財政健全化に向けて積極的に取り組む」というふうにお聞きしましたが、どの分野でどのように取り組みがなされるのかということが見えてきませんし、多くの町民の方々にしましても疑問に感じるところではないかなと考えます。

森下町長の取り組みも3期目の最終年度を迎え、その面からも一つの区切りの年度という思いもあろうかとは存じますけれども、その一方、潜在的な現状課題解決のためのステップアップをより確実なものにすることを忘れてはならないというふうに思います。

今回の予算組みに際しまして、その内容を云々いたしません、さきにも言いましたように、現状への配慮が見えてこないことに疑問を感じておりますので、町長の思いをお伺いさせていただきたいと思えます。

前置きは長くなりますけれども、その前に、今回の質問の基となります若狭町が置かれている現状につきまして、私なりの理解で述べさせていただきます。

平成29年7月、当時の若狭町が直面しております危機的な財政状況に対しまして、すぐ先の財源確保策を見出すために、若狭町行財政改革懇談会を立ち上げまして、その方策審議を委嘱したところでございます。

そして、翌平成30年2月、若狭町行財政改革懇談会の会長を務めていただきました県立福井大学の南保教授から最終報告として答申を受けました。

町としては、同年の3月に、報告書をもとに平成30年度から平成34年度までの5年間にわたる若狭町行財政改革プランを策定しまして、町民に発表した上で、理解と協力を求めました。その中には、平成30年度から平成32年度までの間を集中改革期間と定め、インパクトのあるプランになっております。

そして、このプランは、これからの人口減少がもたらすであろうリスクを背負ってのものでありまして、実現させるためには、行政、町民ともに相当する試練、つまり町民の方々にもどこかで痛み分けを感じていただかなければ、行財政改革は先行きしないとの覚悟を求められるものであったと私は解釈しております。

ここで、まず、1つ目の質問をさせていただきます。

さきにも申し上げましたように、次年度の令和2年度は「若狭町行財政改革プラン」の集中改革期間の最終年度、平成32年度に当たります。

その最終年度の目標として、年間3億円以上の一般財源の削減または確保をすることで、財政調整基金残高を最低ラインである5億円を下回らないようにするとのことでありましたが、現時点の実施状況と、その成果をどのように評価し、そして、プランの最終年度の平成34年度、つまり令和4年度までの計画値の実現の可能性をどのように見ておられるのか、お聞かせください。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、今井議員の質問にお答えをさせていただきます。

行財政改革プランでは、財政改革の視点として、46項目にわたり削減目標を定め、取り組んでまいりました。特に集中改革期間と定めた平成30年度から3カ年の実施における成果について申し上げます。

平成30年度、令和元年度の2カ年で事業や補助金縮減などの見直しを関係者の理解を得ながら取り組みをいたしました。その削減効果は、2カ年で6億2,324万円の削減効果を見込んでおります。

また、令和2年度の当初予算では、行財政改革プランに沿って予算にも反映し、2億9,270万円の効果があり、3カ年間合計で9億1,594万円の削減効果を想定しております。

行財政改革プランの目標数値が9億円の削減であったことから、当初の計画どおり成果を上げてこられたと考えております。

また、財政調整基金の残高につきましては、令和元年度の決算見込み額として9億3,000万円余りとなることから、最低ラインである5億円を超える状況であります。これまで、行財政改革プランに沿って、職員が一丸となり取り組んできた成果だと考えております。

しかしながら、財政状況の厳しい状況は続いていることから、今後も改革プランを継続し、さらなる削減に努め、プラン最終年度である令和4年度においても、財政調整基金残高5億円を保持したいと考えております。

○議長（島津秀樹君）

今井富雄君。

○7番（今井富雄君）

ただいまの答弁によりますと、若狭町行財政改革プランの集中改革中間年度でありませ、令和元年度末での改革値は計画を達成できるとのことでした。ただ、財政調整基金においては、令和2年度の予算規模では取り崩しもあるはずで、今後の補正予算も含め慎重に取り組んでいただくことをお願いいたします。

なお、答弁の最後で、令和4年度での財政調整基金残高目標は5億円を下回らないように保持するとありましたが、プランでは、令和4年度以降で合併時の10億円に戻すことを中長期的な目標とするとされております。どうか現状に満足することなく、加速

度的に積み上げを図っていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

冒頭でも申し上げましたが、令和2年度での一般会計当初予算に限って言えば、前年比13.85%、金額にして13億円の増額とされていますが、この金額は、若狭町行財政改革プランで言う平成30年度から3年間の一般財源の削減、あるいは確保計画額9億円以上、また、貯金としての位置づけであります財政調整基金残高を5億円以上の積み立てるという目標値をはるかに超えております。しかも、ためる額ではなく支出する額でございます。

釈迦に説法で申しわけありませんが、財政改革、つまり出費を抑える、また、お金をためるためには、「入るを量りて出ざるを為す」の精神にのっとることが基本と考えます。入りを軽んじて出ずるも軽んじることは、財政力を高めることにはつながりません。入るには、当然先行投資も含まれますが、この場合はある程度の投資効率を算定のもと、是非を判断されているはずで、この場合、入るといえるのは、持ち得る実力値になるはずで、

行財政改革プランが推進されているさなか、ここに来て、令和2年度の当初予算額を前年比13.85%ふやせるだけの実力が若狭町にあったのか、あるいは実力を見込めるのかといった単純な疑問を持たれる方も多いと思います。

森下町長は、基本的な部分であります、入ると出ざるのバランスに関して、どのような思いで今回の予算編成に当たられたのでしょうか。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、お答えをさせていただきます。

町の令和2年度当初予算編成方針では、歳入に見合った歳出を念頭に置きながら予算編成をさせていただきました。

そして、行財政改革進行中ではありますが、町の活力が損なわれないように、若狭町まちづくりプランに沿って、町の重点施策に位置づけた事業には前向きに取り組んでまいってきております。

議員御指摘のとおり、令和2年度当初予算では、前年度比13.85%の増額、額にして13億1,000万円余りの増額であります。

町の一般会計の予算規模といたしましては、過去3番目に大きなものとなっておりますが、住民の生活に密着するインフラ整備としてのケーブルテレビの更新事業が一番大きな要因であると考えております。

本事業につきましては、国の補助金や交付税算入のある有利な起債を活用しております。また、事業は令和2年度が最終年度であり、時限的な制約があることなどから、選択と集中の観点から、今やるべきことであると判断し、予算計上をさせていただきました。そのほかにも、3年後に控えた北陸新幹線敦賀開業を見据えた新規事業などに予算配分をさせていただいております。

これらなどから、短期的な支出の増加となり、予算規模は膨らむことになりましたが、長期的には住民負担の軽減につながることから、総合的に判断させていただきました。

なお、予算規模が増加した要因あるいは詳細につきましては、総務課長から答弁をさせていただきます。

○議長（島津秀樹君）

二本松総務課長。

○総務課長（二本松正広君）

それでは、私のほうから、令和2年度当初予算の規模が増加いたしました主な要因等につきましてお答えをさせていただきます。

新規事業として予算計上しているものは、元年度からの継続事業となりますが、三方地域のケーブルテレビ伝送路の光化対応といたしますケーブルテレビネットワーク更新事業でございまして、8億4,562万円、また、熊川地域におきまして、トレイルコースの整備を基軸とし、周遊・滞在型の誘客エリアを創出いたします若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業で1億2,713万1,000円、また、観光振興基金積立金事業で1億9,820万4,000円などがございます。

これら3つの事業の合計額は11億7,095万5,000円となりまして、前年度比増額分の約9割を占めるものでございます。

それぞれの具体的な内容でございますが、まず、ケーブルテレビネットワーク更新事業につきましては、令和元年度と2年度の2カ年で事業費総額15億円の事業規模となりますが、補助率が2分1適用されます総務省の緊急対策事業補助金、また、充当率100%、交付税算入50%が適用されます防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債など有利な起債の活用が可能となっております。また、これらの補助事業の制度が令和2年度で終了するというところで、この補助事業を活用して整備をするということといたしました。

短期的な事業費は膨らみますが、長期的に見れば、大幅な一般財源の削減につながるというふうに判断をいたしまして、当初予算に計上させていただいているものでございます。

次に、熊川地域において、トレイルコースの整備を基軸とし、周遊・滞在型の誘客エリアを創出する若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業につきましては、3年後に控えました北陸新幹線敦賀開業を見据え、熊川エリアを三方五湖エリアとともに町の二大観光拠点としての受け皿づくりを行うものでありまして、このタイミングでの整備が必要不可欠であるものというふうに考えております。財源につきましても、国2分の1、県2分の1の補助事業を活用しておりまして、財源の確保に努めているところでございます。

なお、観光振興基金積立金事業につきましては、これまでの観光宿泊研修施設基金等を財源に新たな基金の創設を行うものでございまして、一般財源による支出はございません。

そのほかの事業につきましても、可能な限り補助事業の採択を受けながら事業を進めてまいります。

また、継続事業の中にも、環境衛生組合、また、公立小浜病院組合等の負担金、これらも前年度と比較しまして支出が大幅にふえていることも要因でございます。

これらの要因によりまして、予算規模が膨らんだわけではございますが、一方では、行財政改革プランに沿いました職員数の見直しによりまして、歳出では、3カ年で職員29名の削減による人件費の抑制、また、事務事業の見直しによります事業の廃止・縮小、若祭などのイベント経費の削減、各種団体補助金の削減などを実施・継続させていただいております。

ただ、令和3年度以降につきましても、厳しい財政状況は続くと考えております。今後も歳入に見合った歳出、これを肝に銘じまして、住民の将来負担も考慮しながら、安定した行財政運営に努めたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

今井富雄君。

○7番（今井富雄君）

冒頭でも申し上げましたけれども、予算内容について、一つ一つの説明を聞けば、必要性は理解できました。妥当性も問うつもりはありません。

町長の御答弁の中で、町の活力が損なわれないようにとありましたけれども、町のあちらこちらでいろいろな投資が実施されている様がもしあったとしたら、それを活力、つまり元気さと呼ぶのかもしれませんが、町民にしてみれば、元気さを感じる反面、資金、つまり原資の心配はやっぱりつきまってくると思います。今後、広報紙面

などを通じまして、事業内容や必要性などを全町民に周知していただき、活気を与えていただきますようお願いいたします。

次の質問に移ります。

これまでの質問に的確な御答弁をいただきましたけれども、令和2年度の一般会計予算の金額は、若狭町行財政改革プランの財源確保策、そして、現在の財政力との整合性は、私の中ではまだ一致をしておりません。

必要な事業に対する予算づけは、歳入財源の確保を見込んだ上で、十分精査をなされたものとして受けとめなければなりませんけれども、少しであっても、必要だからといって、その費用を借り入れで賄うことは、単純に考えて、今の若狭町の財政力では、負の遺産ととして先送りする可能性もあり、町民の1人当たりの負担も当然大きくなってまいります。

要るものは要る、そのかわりに必要性の低いものについては、その費用を削る、あるいは廃止するなどの考え方のもと、思い切った歳出削減も含めた均衡策によって、身の丈財政を推し進めるべきと考えます。

私は、令和3年以降の若狭町の財政再建に少しの不安を感じております。今後、私だけではなく、多くの町民も同じような不安感を覚えながらの生活になりはしないかというのを心配しております。

最後にお聞きいたします。この不安感を一掃できる町長のお考えについて、また、さらなる財政力確保策も含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、ただいまの質問にお答えをしてまいります。

まず、議員御指摘のとおり、町の財政状況は厳しい状況が続いていることから、行財政改革をスタートさせまして、特に平成30年度からの3カ年、集中改革期間として、厳しさを持ちながら行財政運営に当たってまいりました。

この行財政改革プランを実行するに当たり、この3カ年では、私は一つの目標として、財政調整基金残高10億円、町債残高は100億円を切るということを念頭に置いてまいりました。

行財政改革に取り組むためには、まず、私自身が先頭に立ち、住民の理解を得ながら進める必要があると考えたところであります。

その上で、平成29年6月、私自身の町政運営3期目のスタートから、私を含め、副

町長、教育長の給料については10%削減し、行財政改革に取り組むみずからの姿勢を示したのであります。

1点だけお聞きを願いたいと思います。

平成29年、3期目の私、町長選挙に臨ませていただきました。おかげさまで、私に与えられました票数は6,606票いただきまして、相手の方も出られまして、相手の方は779票、それぞれいただいたわけですが、若狭町民の投票されました8割強の方が私に対しまして支持をいただいたわけですが、本当にこのことを私は重く受けとめをいたしまして、そして、当然、3期目には人口が減少します、高齢化に達します、行政需要は多くなる。そこで、私は、それぞれ三役で、これから29年、3カ年、行政を徹底的にし、行財政改革をやっていきたい。そのために、副町長と教育長には、みずからの給与を1割カットして協力を願いたいということを強く話をし、そのように努めさせていただいておるわけでありました。

そのようなおかげで、職員が一丸となり取り組んだ結果、当初目標としておりました年間3億円以上の一般財源の削減につきましては達成できたと思っております。

町債の残高につきましては、令和2年度末の推計では107億8,653万8,000円となり、行財政改革プランを策定しました平成29年度末残高から11億2,537万7,000円の減額の達成を見込んでおります。

今後の公債費につきましては、年額の償還額が12億円から13億円まで推移することが見込まれております。

したがって、行財政改革プランのとおり、町債の発行を年間6億円程度に抑制することで、令和4年度末では、目標としております100億円を下回るものと考えております。

今後も町債の発行につきましては、事業実施の選択にあわせ対応するとともに、町債の残高は、後年度への住民負担ということも十分に認識し、確実な減少に向けて取り組みを継続していきたいと考えております。

なお、町債につきましては、交付税算入の有利な町債を借り入れする予定をいたしております。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するため、また、万一の災害発生など緊急的な支出に備えるためには大変重要なものでありますので、令和2年度当初予算では3億3,000万円を取り崩しますが、令和2年度末には取り崩し分を戻すことを念頭に行政運営に当たりたいと考えております。

先ほども申し上げました、町としましては、人口減少、少子高齢化の進行、介護・医

療費の増大など、取り巻く環境を考慮いたしますと、厳しい財政状況が続くと考えております。今後も行財政改革を継続するとともに、事業の見直し、施設管理経費の縮減、公債費の縮減を図りながら、歳入の確保にもしっかりと取り組む覚悟でございます。

そして、今後、住民の皆様が生涯にわたり生き生きと暮らせる「新しい感動と笑顔がひろがるまち」の実現に向けて、また、安定した財政運営に向けて取り組んでまいりますので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（島津秀樹君）

今井富雄君。

○7番（今井富雄君）

ただいまは、町長の熱い思いを拝聴いたしました。一次産業、二次産業がほとんどのこの若狭町です。その中で営んでおられます個人にしても、また、法人にいたしましても、自分の家族、従業員、そして、その従業員の家族、この生活を守るために、いかにして事業をコントロールしていくか、悪戦苦闘が常で、その意味では常在戦場でございます。町長からは、後年度への住民負担ということも十分に認識し、住民の皆様が将来にわたり生き生きと暮らせる町の実現に向けての決意を表明していただきました。

森下町政3期目の最終年度でございますが、より確実な具現化を希望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

9番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、2時30分までとします。

○9番（北原武道君）

かつて平安京を中心に放射状に北陸道、東海道など6つの幹線道がございました。丹後街道は敦賀と舞鶴を結ぶ北陸道の若狭支道でありまして、この準幹線道ランクの街道ということができます。

この丹後街道は江戸時代には小浜藩主が参勤交代にも使っておりました。一方、熊川を通るいわゆる鯖街道、これは、いわばその下のランクの地方道でございます。ただし、この鯖街道は参勤交代にも使われておりましたし、直接京都とつながっていたということもありまして、資料等もたくさん残っております。

今、NHKの大河ドラマで「麒麟がくる」というのが放映されております。丹後街道は、越前・朝倉攻めに対しまして、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康、そして、明智光秀らが進軍をして、また退却をした道でもございます。

丹後街道は、JR小浜線・国道27号線、そして、舞若道の原型とも言える交通路でありまして、東西に延びた嶺南地方に暮らす人々は、かつては丹後街道を中心軸として往来をしておりました。今でも国道27号線と並行あるいは交差しながら、その沿線集落の中心的な生活道路になっております。

しかるに、丹後街道は、鯖街道に比べまして、社会的にも、そして、地元でもあまり認知されていないように思います。

鯖街道との分岐点ですね、日笠、あそこに「左北国えちぜん道」という石の道標がございます。それが目につく程度でございます。

子供たちをはじめ地域の人々はこの歴史街道に誇りを持つ、また、来訪者にもこの歴史街道を知ってもらい、そのために、町として丹後街道の認知度をもっと高める必要がある、このように私は考えます。そのために、丹後街道の史跡調査を進める、街道沿いに丹後街道の説明板を設置するなどの施策が必要であるというふうに思います。見解を伺います。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、北原議員の丹後街道に関する御質問にお答えをいたします。

御質問にもありましたとおり、丹後街道につきましては、戦国時代、織田信長の越前・朝倉攻めに際して、豊臣秀吉、徳川家康、そして、明智光秀も通った道であり、歴史的にも極めて重要な街道であると認識いたしております。

今も質問の中にごございましたように、現在放映中の「麒麟がくる」、NHKの大河ドラマでございますけれども、この大河ドラマにももしも熊川宿が放映されるとありがたいなど、そういう思いでも期待をいたしておるところでございます。

詳細につきましては、歴史文化課長から答弁させます。

○議長（島津秀樹君）

永江歴史文化課長。

○歴史文化課長（永江寿夫君）

それでは、私からお答えさせていただきます。

若狭町を含む若狭の国は、東に越前、西に丹後の間に位置しておりました。通常、道の名前は、その目的地の名前をつけて呼ばれることから、若狭と丹後を結ぶ道が丹後街道ということになります。

御承知のとおり、この道は近江から越前に向かう北陸道の支路支線に当たります。ま

た、京と小浜を結ぶ道は若狭街道と呼ばれており、この道には熊川宿を中心として歴史遺産が連なり、日本遺産の構成文化財ともなっておるものでございます。

一方、東側の三方地域には、1万年以上前からの縄文時代の鳥浜貝塚や弥生時代の銅鐸の出土いたしました仏浦遺跡などにおきまして、東西の物流が確認されております。

さらに、古墳時代に入りますと、丹後街道沿いに東日本の影響を受けた古墳の存在が知られており、その後、ヤマト政権の影響を受けたとされる古墳がつけられていることも近年の調査で明らかとなってまいりました。

そして、御質問にありました大河ドラマの中世戦国時代におきましては、大倉見城の熊谷氏など、信長の越前・朝倉攻めにかかわった具体的な城主の名前を挙げる事ができるわけであります。

日本遺産の構成文化財には入っておりませんが、町内における東西を結ぶ丹後街道、これも古代より極めて重要な道であることは十分認識しております。今後もいろいろな顕彰の手だてについて検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

今、丹後街道の歴史上の重要性、極めて重要だということで御説明いただきました。しかし、私がお尋ねをしました、この「丹後街道の認知度を高める」と、そういう施策、これにつきましては検討するという、なかなか課長らしい控え目な答弁でございました。課長は、この3月で定年退職されると伺っております。そこで、ただいまの課長の思いが町の施策として反映されることを期待するわけですが、町長から一言よろしく願いします。

○議長（島津秀樹君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、一言コメントをとということでございますので、この丹後街道、御存じのように、先ほども説明ありましたけれども、東でいきますと、今の宇波西神社から始まりまして、そして、その中で、日笠の古墳、ここまでずっと街道が続いてまいります。そこには、日笠にはこういう道標があります、建物もあります。こんな重要なものが大変たくさんこの街道にはあるということでございますので、今後は、この残されたすばらしい遺産、これらについて、やはりここにありまして、このようなものがありますとい

うようなマップあるいは案内板、これらをつくるような方法で検討に入りたい、このように思っておりますので、御理解を賜りますように、何とかして、鯖街道と同様に、こういうすばらしい遺産がございますので、つくっていきたい、このように思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

次の質問です。

今年度、公民館使用料が新しい制度で実施されました。1年たちますので、この制度を見詰め直してみることも必要かと思えます。そういうことで質問をいたします。

まず、この新制度以降、公民館の使用がふえたか減ったかについてでございます。

昨年度の4月から12月までの間、そして、今年度の4月から12月までの間、これについて、それぞれ全公民館合計で使用件数を伺います。

○議長（島津秀樹君）

三宅教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三宅宗左君）

それでは、北原議員より、公民館の使用料につきまして御質問がありましたので、私のほうから御答弁させていただきます。

まず、三方公民館につきましては、中央公民館の中に設置しております。回答につきましては、三方公民館を除いた7館で説明させていただきます。

全公民館の申請件数でございますが、平成30年4月から12月につきましては1,402件ございました。平成31年4月から令和元年12月までにつきましては1,217件となっております。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

今、12月までの集計ですけれども、1,402件から1,217件に減ったと、現在、13%ぐらい減っているわけですね。地域住民が活発に活動する、それを支えるのが公民館です。公民館の使用件数は多ければ多いほど町としては喜ばしいことだというふうに思います。いろいろな事情によると思いますけれども、今のように使用件数が減

っているというのは、これは大変残念だと思います。

続いて、使用料減免に関して伺います。

やはり今年度の4月から12月まで、総使用件数のうちで何件かということで、内訳、お答えいただきたいと思います。

まず、全額免除の場合です。これ幾つかの項目があります。項目ごとをお願いします。

1つ目、「利用者の3分の2以上が障害者等」である、この場合の免除のケース。

2つ目、「町又は地区公民館が主催又は共催する事業等に使用」

3つ目、「法律又は町の条令で規定する附属機関や町が会則等を根拠に設置して、委員を委嘱している期間等の使用」

それから、「地区の地縁組織の使用」

次に、「目的に沿った地区民の使用」、これは利用者の3負担の2以上ということですが、地区民の使用。

最後に、「その他教育委員会又は館長が特に必要と認める場合」

以上の項目ですけれども、それぞれに該当した件数、お願いします。

○議長（島津秀樹君）

三宅教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三宅宗左君）

それでは、全額免除の内訳についてお答えいたします。

まず、3分の2以上が障害者の方、25件ございました。町又は地区公民館が主催される件数で153件。附属機関での申請が74件。地区の地縁団体の組織での申請が208件。目的に沿った地区民の使用ということで422件。その他、教育・学術等で行った件数で69件。合わせて951件ございました。

以上です。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

全額免除は78%になります、全体のね。つまり約8割ということですね。

今、項目ごとにお答えいただきましたけど、この地区住民が使用する場合というのが、これに関係したのが大変多かったと思います。地区住民が使用する場合は無料と、この原則が大変功を奏しているというか、いい結果を生んでいると、住民にとってですね、思います。大変誇るべきこれは免除制度だったかと、若狭町らしい制度だったかということは感想を持ちます。

続いて、減額の場合です。2つございますね。利用者の3分の2以上が学生や就学前の幼児です。これは7.5割減ということですね。それから、利用者の3分の2以上が高齢者（65歳以上）、この場合は5割減ということですが、これに該当した件数はそれぞれ何件でしょうか。これはあれですね、もう既に減額免除になっている段階で、高齢者がいたよというのがありましたら、減額になっていない部分でということですよ、何件か、お願いします。

○議長（島津秀樹君）

三宅教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三宅宗左君）

それでは、減額免除の内訳についてお答えいたします。

まず、65歳以上の方が3分の2以上が高齢者、高齢者の申請が57件ございました。

続きまして、3分の2以上が学生、また、幼児の方、就学前の方の申請は155件ございました。また、減免に該当しなかった申請の件数は54件でございました。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

ありがとうございました。全部足すと、多分、数が合うのだらうと思います。

続いて、逆に使用料割り増しというほうを伺います。

「使用者のうち3分の2以上が町内在住者でない場合は、所定使用料の1.5倍の額とする」と、こういう規定がございます。3分の2以上が町外の方という場合ですね。また、「営利目的で利用する場合は、所定使用料の2倍の額とする」と、こういう規定もございます。それぞれこの割り増しのほうですね。何件数あったか、お願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

三宅教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三宅宗左君）

それでは、お答えいたします。

利用者が若狭町の住民でない方が3分の1を超え、所定使用料の1.5倍の額となった件数につきましては42件となっております。

また、営利目的で利用される場合で、所定使用料の2倍の額となった件数は8件ございました。

以上でございます。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

今のこの本町住民以外の参加者が3分の1よりも多いと、超える場合というケースですけれども、これを「地区公民館本来の目的に沿わない」からということで割り増しにするというのが妥当かどうかということなんですけどね、いろんな実態がありますが、責任者が町民であれば、町外者が多くてもOKだよと、こういう考え方もありますよね。

仮にそういうことで、若狭町の公民館は、これは使い勝手がいいと、そういう理由で、広域の住民、例えば、小浜とか美浜とか、そういうふうに隣町なんかに広がった、そういう団体、そういう住民で構成された団体などが、若狭町は使いやすいということで若狭町の公民館を使うと、こういうことが大いにあったほうが町もにぎわうし、地域の消費拡大にもつながると、こういう声も現にございます。そういう声があるということをちょっとお話しておきます。

続いて、冷暖房について質問いたします。

「冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、所定使用料の1.3倍の額とする」という規定になっております。

今年度の4月から12月まで、全公民館の燃料費と光熱水費、このそれぞれの合計、これは幾らでしょうか。

同じく今年度の4月から12月までの冷暖房費として徴収した公民館の金額の合計は幾らでしょうか。

○議長（島津秀樹君）

三宅教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三宅宗左君）

それでは、今年度の4月から12月までの公民館7館の燃料費、そして、光熱水費の状況をそれぞれお答えいたします。

まず、燃料費ですが、4万8,529円、灯油代等でございます。また、光熱水費といたしましては、252万3,714円となっております。

続きまして、今年度4月から12月までの冷暖房設備の使用に伴いまして、3割増しとなった分の使用料の徴収の状況でございます。合計といたしまして、2万1,650円となっております。

以上です。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

12月末までの話ですけれども、公民館が払った光熱水費が252万円ということですね。使用者から冷暖房費だよということでもらったのが2万円程度ということなんです。これは1%にもならない額ですけれども、なかなかみみっちい話だなというふうに思うんですが。実はこの公民館を申し込むというとき、公民館使用許可申請書、これを出すわけですが、このときにいろいろ書きます、条件をね。「冷暖房設備の使用の有無」というところがあって、有か無かということにしているんですが、これはあらかじめ書くのが難しいと、当日、暑いんだか寒いんだかよくわからないということで、そういう書きにくいという声もございます。

思えば、その冷暖房設備というのは、水道や電気と同じように、もともと公民館建屋に附属しているものだというふうにみなして、特段、冷暖房費というものを徴収しない、この程度の範囲ですからね、そのようにしてはどうかと思うんですが、見解を伺います。

○議長（島津秀樹君）

三宅教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三宅宗左君）

町では、平成30年3月に策定いたしました若狭町行財政改革プランに基づきまして、さまざまな取り組みを行っているところでございます。この料金使用料についても、その一環と受けとめております。

公共施設の使用料につきましては、施設を利用する側、そして、利用しない側との負担の公平性を確保し、透明性を確保する必要があると考えております。

北原議員御指摘の公民館の冷暖房費徴収の件でございますが、以前より、町内の文化施設でございますパレア若狭の料金徴収体系に準じた使用に行ったものでございます。

今後につきましても、冷暖房費徴収につきましては、使用者の皆様の御協力をいただき、継続していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

この利用する人と利用しない人との負担の公平を確保すると、今、言われました。あたかもこれが原則であるかのように、行財政改革の話になると、必ずこれが出てきますのでね。まるでこの利用している人が得しているような、そういう言われ方をしますけれども、もともとこの公共施設というのは税金で運営する、全住民に開かれた住民サー

ビスの施設なんですよ。誰もが利用するように心がける、利用しない人をなくするように心がける、これこそが利用者にとっての原則だと思います。バリアフリーにするとか、目や耳の不自由な人でも使えるようにするとか、行政はそういう努力をしなければなりません。冷暖房設備、寒かったら暖かくする、こういうことも一環だと思いますね。次の質問に移ります。

グリホサートは除草剤として使われている薬物でございます。アメリカやカナダでは、小麦等を収穫するときに、収穫の直前にグリホサートを散布して、その小麦なら小麦、植物体が枯れた状態で収穫をいたします。枯らしてしまっただけで収穫する、そのほうが収穫しやすい、やわらかくなって、乾燥しているということです。収穫作業の効率が上がるということです、そういうことをやっております。そのために収穫された小麦等にグリホサートが残留しています。

WHO（世界保健機関）の専門組織であるIARC（国際がん研究機関）は、グリホサートを発がん性のリスク「2A」、これは5段階で上から2番目です。この「2A」に位置づけております。このため、ヨーロッパやアジアの国では、このグリホサート、除草剤ですね、使用そのものを禁止しているところもございます。

これに反して、我が国では、2017年、グリホサートの残留基準値、穀物に残っているその量、この基準値が引き上げられました。例えば、小麦では、5.0ppmだったのが30.0ppmになりました。これはアメリカから小麦等を輸入しやすくするためです。

ところで、発育中の子供は新陳代謝が盛んで、有害薬物に敏感です。あるいは胎児とかね。江藤農林水産大臣も、グリホサートの残留基準値に関して、これは国会答弁ですが、「学校給食については、少しステージが違うと思う」という感想的な答弁をしております。

昨年、農民連の食品分析センターが学校給食のパンを調べた結果を公表しております。それによると、地元産の小麦を使っている県のパンではグリホサートは検出されませんが、アメリカやカナダ産の小麦を使っている県のパンではグリホサートが検出されております。

そこで、伺います。本町の学校給食で提供しているパンや麺類の原料であります小麦、豆腐の原料であります大豆、そして、トウモロコシ、これは外国産ですか、国産（地元産）ですか。

○議長（島津秀樹君）

三宅教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三宅宗左君）

ただいま学校給食で、パン・麺類の原料の小麦の原産地、また、豆腐の原料の原産地につきましての御質問がございましたので、私のほうからお答えいたします。

現在、学校給食のほうで主食としております若狭町内の学校給食では、米、そして、パン、麺類を提供しております。それぞれ福井県学校給食会を通じて購入しております。

米につきましては、福井県産コシヒカリを提供しております。

ほかでは、およそ月1回の割合でパン、また、3カ月に1回の割合で麺類を提供しております。パン・麺類の原産地につきましては、主にアメリカ、カナダから輸入された小麦でございます。

いずれの品質につきましても、福井県学校給食会が小麦粉の品質規格を定めまして、毎月、日本穀物検定協会により検定を実施し、それぞれ品質確認されたものを使用しております。

県に問い合わせましたところ、令和2年度より、グリホサートにつきましては、検査項目への追加を検討しているとお聞きをしております。

続きまして、豆腐につきましては、これは地元業者から購入しております。原材料の大豆につきましては、問い合わせたところ、アメリカ産大豆を使用しているとのことでした。

また、トウモロコシについてもアメリカ産を使用しております。

それぞれの食品に関しまして、国が食品衛生検査を実施して、基準値をクリアしている食品が国内に流通しております。その食品を購入しているものでございまして、今後につきましても、国、県の指導を仰ぎながら対応していきたいと考えております。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

米は、福井県産ということで、これはもうグリホサートの心配はないと思います。

パン・麺類の原料である小麦はアメリカ、カナダからの輸入ということです。多分、調べれば、グリホサートは検出されるでしょうね。

豆腐の原料の大豆、そして、トウモロコシもアメリカ産ということです。これも多分、グリホサートは検出されると思います。

今、それぞれの食品は、全て基準値をクリアしているというお話ですが、そんなことは当たり前ですよ。日本で流通している食品は全て国内基準をクリアしているわけですからね。

政府がグリホサートの残留基準を甘くしてしまった、そんな中で、特に子供は薬物に敏感ですから、学校給食ではどうなのだという事で問題にしておるわけでございます。

今、話題にしているこの学校給食の食材、これ一度、残留グリホサートの検査を行ってはいかがかと思えますけれども、見解を伺います。

○議長（島津秀樹君）

中村教育長。

○教育長（中村正一君）

残留グリホサートの検査でございますが、給食につきましては米飯給食が主でございます。福井県産のコシヒカリを使用しております。小麦等によります残留グリホサートの町独自の検査は、今のところ考えてはおりません。

ただ、若狭町では、令和2年4月より全小中学校の学校給食が給食センター一元化となります。その際におきましても、従来どおり、給食の食材につきましては、信頼のできる福井県学校給食会が取り扱う食材を基本ベースとして使用してまいりたいと考えております。

そして、できる限り、外国産食材に頼るのではなく、地元産食材を使ったおいしい給食を提供し、ふるさと若狭を思う人材を育成していきたいと考えているところでございます。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

その学校給食会を通じるからいいんだよということではなくて、これはもうグリホサートは、残留基準以下をクリアすればいいと、そういうことではなくて、少なれば少ないほどいい。国産の農産物にはグリホサートはない、こういうわけですから、パンは、今、月1回だと、麺は3カ月に1回だと、そういうことですから、これはもう国産、地元産の小麦を原料にしたパン、麺、これに変えてもらいたいと思いますね。そんな、だからといって給食費の材料費が特段それによつてはね上がるということもないと思うんですがね。

ところで、保育所、保育園の副食でも、おかずですね、小麦加工品、大豆加工品、トウモロコシ、こういったものが提供されているかと思えますけれども、原料は国産でしょうか、外国産でしょうか。

○議長（島津秀樹君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

保育所、保育園の副食の原材料につきまして、北原議員の御質問にお答えします。

まず、小麦、大豆、トウモロコシの加工品は、町内で市販されているものを使用しております。

小麦加工品につきましては、パン、麺類、菓子類の原材料に外国産のものが含まれていることが確認できたものもございますが、全ての食品の原産地を特定することはできませんでした。

大豆加工品につきましては、しょうゆ、みそ、納豆などの原材料は大半が国産のものですが、こちらも全ての食品の原産地についての特定はできませんでした。

また、豆腐につきましては、外国産大豆を使っているものがございます。

トウモロコシにつきましては、缶詰のホールコーンを使用しておりますが、原材料は国産のものでございます。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

保育所、保育園の給食食材は、先ほどの学校みたいに、福井県学校給食会を通して仕入れるというわけではないので、町独自の選択ができると思いますので、なるべく国産・地元産の食材を使ってください。

次に、河内川ダムの付替町道について質問します。

付替町道というのは、ダムに水没して通行不能となる、それまであった町道、これの通行権を補償するために、ダム設置者（福井県）が建設する代替の町道ということになります。本来、もとの町道が通行不能となった時点で付替町道は使用になっていなければなりません。しかるに、現在に至っても付替町道が全部完成とはなっていません。このことについて所感を伺います。

○議長（島津秀樹君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、河内川ダムの付替町道につきまして、御質問にお答えいたします。

付替町道につきましては、ダムの湛水により、水没する町道を新たにダム周辺に町道の機能を回復するものでございます。

また、同様に県道につきましても、これまでの県道河内熊川線にかわり、新たに県道河内熊川線としてダム周辺に付け替えられております。

議員御指摘のとおり、本来、ダム completionにより湛水が始まる以前に町道の機能補償がなされ、認定、供用開始すべきですが、町が管理する上で、安全に通行ができるよう、県におきまして、法面からの落石対策や排水対策等の工事を実施していただいております。

したがいまして、その対策工事が完成した後に、県と町とで管理移管の手続を進めてまいります。現在、付替町道の一部の区間で、町道として認定、供用開始がなされておりませんが、安全対策等が必要な区間として御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、各谷部への最低限の導線を確保することにつきましては、地元との協議により、既に供用開始している付替県道及び付替町道をもって、従前の機能は果たしていると考えております。

今後、付替町道全線が安心して通行できるよう、未供用区間におきましても、現在実施している安全対策工事の早期完成と一日も早い供用開始を目指して進めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

この付替町道の工事というのは、時々私も見るんですがね。現場を見ても、何をやっているのか、いつまでかかるのか、どうもよくわからないわけなんです、その建設過程は、国庫補助金にかかわる河内川ダム建設工事年度別内訳及び実施内容、そういう文書ですね、それから、工事管理台帳というのを見れば、ある程度、フォロー、確認することができます。私は、今、そういう確認はしているんですが、平成28年度の工事を参考例として質問をして、理解を深めていきたいというふうに思うわけなんです。

平成28年度、付替町道としては、5カ所、合計延長942メートルの工事が計画された。当初の工事費は2億9,000万円で、その後、これは4億3,500万円に変更になりました、そういう計画された工事なんです。工事名で、付替町道1号線、これは明神谷をぐるっと周回する道ですけれども、ここで9件、それから、工事名で付替町道3号線、これは河内川本流の左岸の、明神橋までの間の左岸の道ですけれども、ここで4件の工事が実施されて、ほぼ予定額の約4億3,000万円が使われたというふうになっております。

この付替町道3号線の4件の工事があったということですが、4件の工事に関して、工事番号、文書番号、請負額、それぞれお尋ねいたします。

○議長（島津秀樹君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、私のほうから、御質問にお答えいたします。

平成28年度に実施しました、付替町道3号線の4件の工事につきまして、工事番号、文書番号、請負額の順に申し上げます。

河内川ダム建設工事付替町道3号線28-1号、工事番号はJ1600825、文書番号は河建第2814号、請負額は4,416万1,200円です。

次に、付替町道3号線28-2号でございます。工事番号はJ1600829、文書番号は河建第2855号、請負額は5,459万4,000円でございます。

次に、付替町道3号線28-4号、工事番号はJ1601719、文書番号は河建第2826号、請負額は3,111万4,800円でございます。

最後に、付替町道3号線28-5号、工事番号はJ1703101、文書番号は河建第2953号、請負額は173万8,800円でございます。

以上が平成28年度河内川ダム建設工事に係ります付替町道3号線の工事4件の報告と、県から聞いております。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

今お答えをいただいた付替町道3号線、1、2、4、5とありましたけど、この付替町道28-の2ですね、この工事管理台帳ですが、実は御報告いただいたもののほかに同じ工事番号、同じ文書番号のものがほかに2通ございます。これらは請負額だけ違っているんですね。御報告いただいたものは、今、請負額5,459万4,000円ということですがけれども、もう1通は1,354万4,760円、さらにもう1通は6,813万8,760円と、こういう請負額になって、あとは全部全く同じと、そういうものが存在するんですが、この3つ、請負額の低い順に、1,354万4,760円の工事を仮に（イ）と名前をつけます、イロハの（イ）、5,059万4,000円の工事を（ロ）、6,813万8,760円の工事を（ハ）というふうにすると、不思議なことに、この請負額は（イ）+（ロ）=（ハ）ということになるんですね。なぜこのような工事管理台帳が存在するのか、さっぱり見当つかないんですが、説明願います。

○議長（島津秀樹君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

付替町道3号線28-2号工事につきましては、付替町道3号線を施工した補償工事とダムの下流側に施工した本工事を合わせた合併工事です。

(イ) (ロ) 及び (ハ) の3種類存在する工事台帳につきましては、県で使用しております公共工事行政情報システムにおきまして、合併工事の台帳を出力した際に3種類の台帳が出力される仕組みとなっているためでございます。

内容としまして、(イ) が本工事のみ、(ロ) が補償工事のみ、(ハ) が合併工事全体の台帳となっております。御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

北原武道君。

○9番（北原武道君）

今の、いろいろ課長ともお話しはしているんですが、付替町道3号線28-2と、この工事は本当は(ロ) だけなんだと、5,469万円、これだけなんだと。(イ) というのは、これは付替町道の工事ではなくてダムの下、水没しないところです、ダム下の一般町道の工事なんだと。この(イ) の工事、ダム下の工事を、名前は、(ロ) の工事にくっつけて、付替町道の名前にして、同一企業者により同時進行で行ったんだと、こういうことです。したがって、この一般町道の工事名、工事番号、文書番号は、そのくっつけた付替町道の同じ名前、番号になるんだ、こういうお話ですね。

そして、この2つ、(イ) プラス(ロ)、つまり(ハ) の台帳というのは、この台帳のシステム上出てくる、作成されてしまうんだと、そういう説明を伺ったわけでございます。今の御説明はそういうことでございます。

ちょっと台帳を見ると、同じ日付で同じ業者に(イ) も払った、(ロ) も払った、(ハ) も払ったと、こういうふうに見えちゃうんですけどね、そういうふうになっているんですが、そういうわけで、私はちょっとどうなっているのだろうということでお聞きしたわけでございます。今、御説明いただいた意味するところは理解いたしました。ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

(午後 2時26分 休憩)

(午後 2時39分 再開)

○議長（島津秀樹君）

再開します。

次に、日程第3、議案第2号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第7、議案第6号「令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」までの5議案を一括議題とします。

この5議案については、去る3月2日に予算決算常任委員会に審査を付託したものであり、その審査報告書が提出されました。

予算決算常任委員長から審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○予算決算常任委員会委員長（渡辺英朗君）

去る3月2日、令和2年第2回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に審査を付託されました、議案第2号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から議案第6号「令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業特別会計補正予算（第1号）」までの5議案について、審査報告をいたします。

議案審査のため、3月2日午後1時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

議案第2号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,686万5,000円を追加し、予算総額を110億9,970万6,000円とするもので、歳入の主なものは、町税3,512万6,000円の増額、国庫支出金3,635万3,000円の増額、県支出金4,574万8,000円の減額、財産収入1億3,947万1,000円の増額、町債4,230万円の増額などがあります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費は、交通安全施設警備事業150万円の増額など、全体で204万6,000円の増額。

民生費は、プレミアム商品券事業649万円の減額、子ども医療費助成事業366万2,000円の増額など、全体で628万3,000円の増額。

衛生費は、公衆衛生事業4,500万円の増額、公立小浜病院組合負担金事業2,151万4,000円の増額、清掃総務費382万3,000円の減額など、全体で5,812万円の増額。

農林水産業費は、果樹園芸産地振興事業3,258万円の減額、企業的園芸参入支援

事業1, 609万6, 000円の増額、水産振興対策事業1, 000万円の増額など、全体で3, 304万円の減額。

商工費は、観光宿泊施設管理事業で1億3, 340万3, 000円の増額。

土木費は、道路改築事業で2, 485万円の増額。

消防費は、消防費事業で663万9, 000円の減額。

教育費は、校内通信ネットワーク整備事業4, 826万7, 000円の増額など、全体で5, 184万2, 000円の増額であります。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、歴史文化課関連では、

問、予定されていたシンポジウムの縄文博物館運営事業30万円は、補正予算でどのように取り扱うのか。

答、新型コロナウイルスの影響により、本年度中にシンポジウムを開催できないので、予算執行はしない。

次に、保健医療課関連では、

問、成人保健事業を200万円減額しているが、各医療機関でがん検診を受けた方が多かったのか、もしくは受診者数が減少したのか。

答、当初予算では、胃がん集団検診の受診者を440名と見込んでいたが、2年に一度、受診する制度に変更になったため、受診者数は290名となった。

問、公衆衛生事業の4, 500万円は、一般会計から上中診療所への補てんであると思うが、金融機関から借り入れをするなどして資金調達をする考えはなかったのか。また、来年度に入院病床を休止した場合、基金が残れば、一般会計に戻し入れをする考えはあるのか。

答、金融機関には、3月に別の借り入れをする手続をしている。令和2年度以降については、病床を休止する時期により、収入と支出が変わってくるので、年度途中で補正計上するなどして様子を見ていく。現状では、一般会計に戻し入れが可能であるということとは考えにくい。

次に、福祉課関連では、

問、これまでのプレミアム商品券は、1人何冊までとして販売され、ほぼ完売して地域でそれなりに流通もあったが、今回のプレミアム商品は非常に使いにくかったと聞いており、そのようなことを調査しているのか。

答、今回のプレミアム商品券は使いにくいということで、若狭町だけでなく全国的に

非課税世帯の申請率が低かった。最終的なまとめには至っていないが、県内市町によって、取り扱い方法や発行期間に違いがあったので、これまでのプレミアム商品券とは少しイメージが違ったのかもしれない。

次に、教育委員会関連では、

問、野木小学校と鳥羽小学校の通学バスを委託せずに直営で対応したところ、240万6,000円の減額になったということだが、三方地域では一部委託で対応しており、少しでも費用を抑えることを考えるべきではないか。

答、全て直営で対応するとなると、車両の購入が必要となり、人件費も増大するので、このようなことを踏まえながら検討する必要があると考えている。

問、校内通信ネットワーク整備事業4,826万7,000円のうち、50%は国庫支出金として歳入があり、残額は起債ということだが、起債分については、いずれ国から歳入があるのか。また、義務教育として必要な事業なので、国が全額を負担すべきではないか。

答、事業費の半分は国で負担するが、残り半分は充当率100%で、交付税算入が60%の起債により財源手当するもので、残りの40%については、一般財源での対応となり、地方自治体からすれば、10年間で返還するというのは、一度に財源が要らず、長期的に財政計画を組んで事業を実施することができる。また、この事業は、各自治体を選択して実施する。パソコン関係の更新は早く、町が全て負担することになるので悩んだが、義務教育に対する国の経済対策の一つであると考えている。

問、校内通信ネットワーク整備事業は、全ての小中学校で整備をするのか。また、令和3年度と4年度にかけて800台の端末を整備するということだが、次年度から国の補助金が少なくなったとなると大変であり、期間が経過をすればするほど端末の形式も古くなり使いにくくなるので、早く事業を実施して、有効なものにすべきではないか。

答、明倫小学校と熊川小学校、改修予定である瓜生小学校については、今回整備をしない。国から地方財政措置があると聞いているが、先を見据えて慎重に進めていく必要があると考えている。

問、中学校費の中学校管理費270万円は、畳を新調するということだが、畳の表替えをして費用を抑えることは考えなかったのか。

答、柔道で使用する畳は中にウレタンが入っているもので、現在の畳は10年以上使用しており、経年劣化で弾力性が悪くなっている。全国的に柔道の事故が多発しており、安全の配慮をする必要があるので、新調したい。

次に、税務住民課関連では、

問、法人住民税や軽自動車税が既決額よりも見込み額のほうが多くなっている理由は。

答、法人住民税については、法人税割の決算見込み額が大幅にふえたことにより、増額補正を計上した。また、軽自動車税については、当初予算の見込みよりも軽自動車の登録台数がふえたことによる税込アップが主な要因。

問、入湯税344万3,000円の減額について、昨年度よりも入湯者はふえているように思うが、入湯者は少なかったのか。

答、町内の入浴施設の入湯者数が見込んでいたよりも若干少なかったもので、減額補正を計上した。入湯者数の実数については、各事業所にヒアリングを行い、今後、精査をしたい。

次に、環境安全課関連では、

問、清掃総務費の燃料費が12万8,000円増額となっているが、車にはねられた野生動物の死骸処理は、嶺南地域有害鳥獣処理施設へ焼却するのではないか。

答、有害鳥獣として捕獲された動物以外の死骸は、生倉にある焼却炉で処理をしている。

次に、農林水産課関連では、

問、林業総務費97万円の増額は、山に保険をかけるということだが、オーストラリアで発生した大規模な山火事のようなことが起こった場合、この保険に入っていれば、保険金が支払われるのか。

答、火災についても対象となるが、風倒木や雷など天災及び過失のない場合に損害をこうむったときの保険であり、原因者がいる場合は原因者が負担することになると思う。

全ての審査が終了し、議案第2号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」の討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について申し上げます。

議案第3号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、保険給付費の増額など、全体で6,412万2,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を18億9,485万9,000円とするものです。

審査の過程において質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、広域連合への納付金321万8,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を1億9,408万9,000円とするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、後期高齢者医療保険料が1,084万3,000円の増額補正となっているが、当初予算を編成する際に後期高齢者の人数を把握できていなかったのか。

答、後期高齢者医療保険の加入者数に大きな増減はないが、調定を行うまでに制度改正による保険料額の変更があるので、毎年、年度途中に広域連合から指示された分を徴収保険料の見込み額に補正している。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、地域支援事業費の減額など、全体で68万5,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を19億7,312万円とするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、介護認定審査会費95万9,000円を減額しているが、美浜町と共同設置をしていたときと若狭広域行政事務組合で行っている現在を比較すると、1件当たりの審査費用は下がったのか。

答、1件当たりの審査費用の算定はできていないが、移行する際に、負担した総額よりも費用がそれほどかかっていないことから、美浜町と共同設置をしていたときよりも費用負担を軽減できていると捉えている。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、入院収益1,552万8,000円の減額と他会計負担金4,500万円の増額で、診療所医療収益を2,947万2,000円増額補正し、収益的収入の総額を5億4,753万3,000円とするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、一般会計からの繰入金は補正予算に計上されている4,500万円を含めると1億6,500万円になるが、令和2年度の当初予算ではどれだけ計上されるのか。

答、他会計負担金として1億2,000万円を計上している。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第2号「令和元年度若狭町一般会計補正予算(第6号)」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号「令和元年度若狭町一般会計補正予算(第6号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(島津秀樹君)

起立多数です。したがって、議案第2号「令和元年度若狭町一般会計補正予算(第6号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正(第3号)」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第3号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第4号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第5号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号「令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(島津秀樹君)

起立多数です。したがって、議案第6号「令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案審査のため、明日10日から22日までの13日間、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、明日10日から22日までの13日間を休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時00分 散会)